

第一次地域福祉活動計画

計画期間:平成26年4月1日~平成31年3月31日(5カ年計画)



ふれあいネットワーク



取手市社会福祉協議会

Toride city council of social welfare

“と^友りでY O U・I^愛のまち” 実現に向けて

(取手市社会福祉協議会第一次地域福祉活動計画)

近年の少子高齢化などを背景に、国民の福祉ニーズに対応するため、国は社会保障制度改革を進め、介護保険法の見直しや障害者総合支援法などを施行し、各種の公的福祉サービスを提供しています。

取手市社会福祉協議会（社協）においては、市民各位をはじめ関係団体や行政の支援を得て、長年にわたり住民と協働して地域福祉活動を展開してまいりました。

しかし、昨今の社会情勢は厳しさを増すばかりであり、私たちの生活環境も安心できる状況ではなく、将来生活への不安を抱えているのも現実です。

住み慣れた取手でずっと暮らし続けたいということは、多くの市民に共通した願いです。そのためには、公的施策だけではなく、市民の皆様と一緒に、この地域を人と人とのつながりに満ちた福祉社会に変えていかなければなりません。

このたび、社協では、「と^友りでY O U・I^愛のまち」の実現のため、地域における福祉活動（行動）の道しるべとなるよう「と^友りでY O U・I^愛プラン」を策定いたしました。

計画策定にご協力いただきました関係各位に深く感謝申し上げますとともに、この計画が、明るく住みよい福祉のまちづくりに寄与できますことを願っております。

平成26年3月

社会福祉法人 取手市社会福祉協議会
会 長 滝 野 忠 男

目 次

第1章 とりでYOU・Iプランの基本構想

第1節	計画策定の趣旨	3
第2節	計画策定の経緯	4
第3節	社会福祉協議会が取り組むべき一般的課題	5
第4節	計画の目標	
1	計画の基本理念と行動目標	6
2	計画の位置づけ	7
第5節	計画の体系	8
第6節	計画の期間と進行管理	9

第2章 とりでYOU・Iプラン行動計画

行動目標1	もっと学ぼう、知らせよう —— 情報の共有促進	10～11
行動目標2	支えられ、支え合おう —— 担い手の育成	12～13
行動目標3	いろいろな支援を進めよう —— 福祉サービスの充実	14～17
行動目標4	みんなで集まり、協力しよう —— 連携強化と拠点づくり	18～19
行動目標5	子どもたちを地域で育もう —— 子育て支援	20～22

第3章 社会福祉協議会発展強化指針

- 1 基本的な策定の趣旨
- 2 取手市社会福祉協議会事業
- 3 取手市社会福祉協議会重点事業

※第3章は取手市社会福祉協議会第一次発展強化計画を一部抜粋もしくは要約したものです。

資料編

策定経過	25～26
取手市社会福祉協議会「地域福祉に関する市民意識調査」	27～52
取手市社会福祉協議会第一次地域福祉活動計画策定委員名簿	53

第 1 章

とりで^友YOU・^愛Iプランの基本構想

第1節 計画策定の趣旨

核家族化や高齢化が進行し、かつての三世同居世帯は減少するなど、私たちの生活様式は多様化しています。都市化によって近隣住民同士の関係が希薄化し、また地域社会への関心が低下しています。

私たちは、現在の社会保障や公的な福祉サービスだけでは、将来安心して暮らすことができないという不安を抱いています。社会環境の悪化は、私たちの暮らしをさらに厳しいものにしていきますが、将来生活を保障できるような社会になってほしいとの願いは、ますます強くなっていくものと思われます。

このような私たちの願いをかなえる位置づけとして、社会福祉法の基本理念の中で「その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現」という幸せづくりを理念として掲げ、暮らしの安心を支えています。

取手市社会福祉協議会（社協）は、「市民ひとりひとりが、その人らしく地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目標に掲げ、福祉サービスを必要とする人々への生活支援や地域における相互の助け合い活動等を展開してきました。

平成12年6月に社会福祉事業法が改定され、新たな理念に基づいた社会福祉法が施行されました。このなかで、地域福祉推進組織の中核として、社協の役割や目標が明確化されましたが、一層の地域福祉の増進に努めて行く責務があります。

取手市（行政）においては、平成23年度に基本的な地域福祉推進の方向性を示した取手市地域福祉計画を策定し、行政を始め社協や地域住民が取り組むべき内容が示されました。

当計画は、市地域福祉計画と連携し、住民相互の助け合い活動への参加と協働を基本に、地域や住民が取り組んでいくべき内容を体系化し、社協が中核となって推進する市民の福祉活動（行動）の指針として位置づけるものであります。

第2節 計画策定の経緯

取手市社会福祉協議会（社協）は、昭和35年に設立され、昭和44年に社会福祉法人として認可を受け、長きにわたる活動の歴史の中で、様々な事業を展開してきました。

これまでの社協の働きが、要援護者の支援から地域の組織化へ、さらに在宅福祉サービスの実施へと大きく変容してきた中で、運営規模も拡大し、多様化していきました。

地域福祉の変化に伴って、それまでのように単年度計画中心の事業展開だけでは不十分であり、中長期的な展望を踏まえた取り組みの必要性が求められ、主に社協運営基盤の整備を柱として、地域福祉活動推進組織の確立、在宅福祉サービスの充実やボランティア活動の育成などを体系化し、それぞれの分野ごとに目標と実施計画を定めて取り組んでまいりました。

しかし、増加の一途をたどっていく諸課題に対し、具体的な解決策を見出せないまま時間が経過していった中で、平成12年度に施行された介護保険法の下では、事業体社協として介護サービス事業が、社協の重点施策の一つになりました。

平成20年には、厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」から、新しい地域福祉のあり方が提言され、この中で、学校区を基礎とした社協活動の重要性が指摘されました。

私たちはこれを、社協運営方針の一つの大きな転換期と位置づけ、社協の使命である「地域福祉の増進」の観点から、改めて、地域福祉活動の推進役として取り組むことにしました。

第3節 社会福祉協議会が取り組むべき一般的課題

地域福祉活動とは、市民ひとりひとりが、住み慣れた家庭や地域の中でその人らしく安心して暮らせるよう、地域の人々が共に助けあい支えあうことを通して、福祉社会づくりを実現しようとする活動です。その福祉活動が安定的に続けられるようにしていくために、社会福祉協議会は、一般に以下の4つの課題に取り組んでいます。

① 情報の共有を促進する

地域の生活課題を解決していくためには、関係機関がその情報を共有する必要があります。課題に関わる人同士のネットワーク形成により、迅速で効果的な対応ができることとなります。

② 活動拠点・基盤・仕組みを確保する

住民による地域福祉活動を継続していくためには、拠点となる場所が必要です。いつでも気軽に立ち寄り、集まって情報の共有や相談・協議を行うための拠点整備が不可欠です。

③ コーディネーターを確保し担い手を育成する

住民活動を円滑に進めるためには、情報の管理やネットワークづくり、資源の有効活用などのほか、事務的業務もこなせる人財が不可欠です。専従のコーディネーターの確保は、地域福祉活動を推進するための基盤となるものです。

④ 活動財源（会費等）を確保する

地域福祉活動を行うには会員の皆様よりいただいている会費が活動資金となります。地域福祉活動は住民同士の支えあいであるという理念の実現と健全な財源確保のために、住民の皆様に参加していただいております。

第4節 計画の目標

1 計画の基本理念と行動目標

取手市社会福祉協議会の計画の基本理念は

**「市民ひとりひとりが、その人らしく
地域で安心してくらせる福祉のまちづくり」**

です。

上記の福祉のまちづくりのためには、住民参加と協働が不可欠です。

住民参加とは、より多くの住民が地域の福祉活動に何らかの形で参加し、地域社会の福祉形成力を高めることです。

協働とは、公・共・私のような様々な団体や組織がそれぞれの役割を自覚し、それぞれの立場をふまえて相互に協力し、福祉のまちづくりを担うことです。

基本理念を実現するため、次の4つの行動目標を掲げ取り組んでまいります。

行動目標1 もっと学ぼう、知らせよう —— 情報の共有促進

情報の集約・発信と福祉教育の充実などを図ることにより、福祉がもっと身近なものになるようにします。

行動目標2 支えられ、支え合おう —— 担い手の育成

地域で活動する人々をサポートしながら、世代を超えて市民みんなであらゆるまちづくりを進めます。

行動目標3 いろいろな支援を進めよう —— 福祉サービスの充実

地域住民が協力しあい、高齢者や障がいをお持ちの方々をはじめ市民の生活を地域ぐるみで守り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

行動目標4 みんなで集まり、協力しよう —— 連携強化と拠点づくり

活動の拠点、基盤を整備し、みんなが集まり協力しあえる仕組みづくりを進めます。

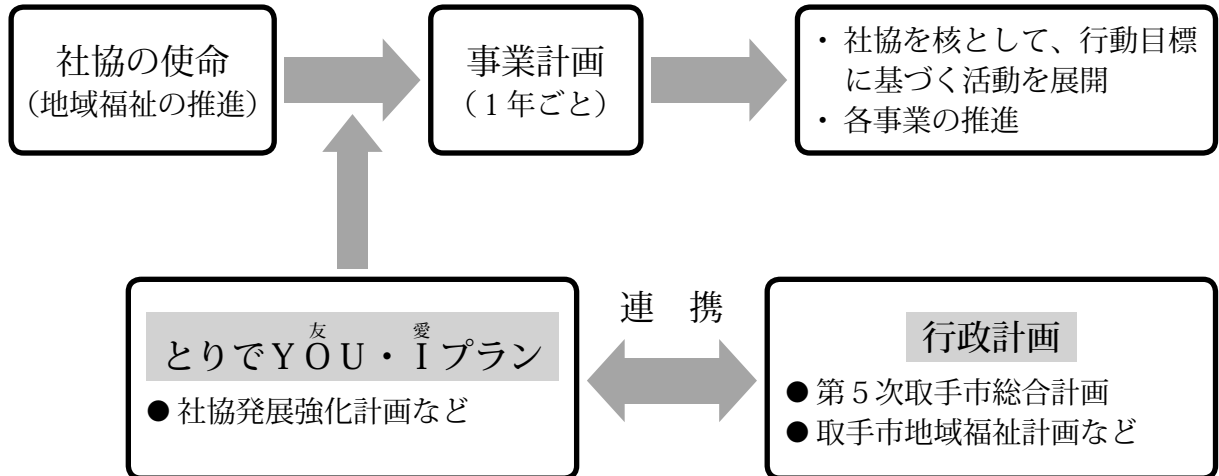
行動目標5 子どもたちを地域で育もう —— 子育て支援

家庭や子どもたちを取巻く環境は、少子化、核家族化の進行や社会経済状況からも厳しくなっているため、子育てを支援し子どもたちを健やかに育むまちづくりを進めます。

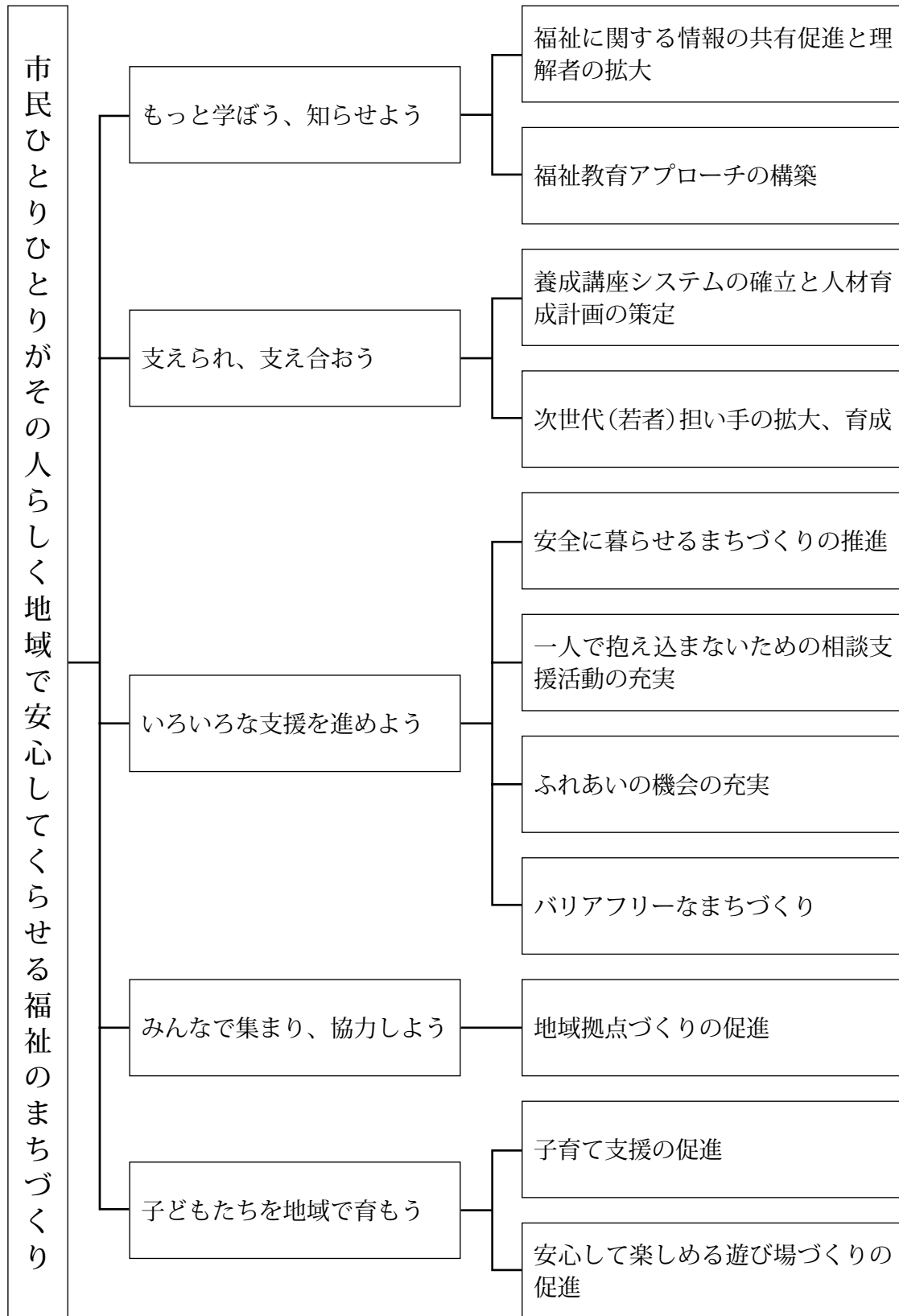
2 計画の位置づけ

社会福祉協議会（社協）は、地域福祉を推進する中核的団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

取手市社協は、地域福祉活動の推進に的を絞り、取手市の地域福祉計画と連携しながら、事業計画に基づく活動を展開してまいります。



第5節 計画の体系



第6節 計画の期間と進行管理

(1) 計画の期間

この計画は、行動目標の実現を目指すため、長期的な取り組みとして、平成26年度を初年度とした平成30年度までの5ヵ年計画です。

ただし、「取手市第一次地域福祉計画」の見直しの時期並びに社会状況及び各事業の進捗状況を見極めながら、随時、進行状況を確認し見直しをしていきます。

(2) 計画の進行管理

計画の進行状況の管理は、(仮称)取手市社会福祉協議会運営委員会が当たるものとします。

第 2 章

友愛 とりでYOU・Iプランの行動計画

これからの地域社会は、多様化する福祉ニーズに対し、立場の違う方々が垣根を越えて協働し、柔軟にかつ思いやりをもって行動に移し、築いていくことが望まれます。

福祉課題を抱えている人を見過ごすことのない温かい気持ちで、身近な問題を地域全体のものとして考え、みんなが連携して解決していく社会を創っていきたいと考えております。

この章は、行動目標を体系ごとに、現状と課題及び行動計画で示しています。

『現状と課題』では、現在の取手市の福祉をめぐる状況と課題を示します。

『行動計画』では、どのようなことを実践し、誰が担っていくかを示します。なお、地域の実情に応じて、それぞれの地域に合った取り組みを目指します。

行動目標 1 もっと学ぼう、知らせよう ―― 情報の共有促進

取り組み① 福祉に関する情報の共有促進と理解者の拡大

1. 現状と課題

- (1) 私たちは、誰もが何らかの生活課題を抱えています。
- (2) 地域として抱えている課題もたくさんあります。
- (3) 町内会組織がないアパート・マンション居住者など、情報が入りにくい地域もあります。
- (4) それぞれ生活課題を抱えていても、その情報が共有できず、解決できないでいることも多々あります。

2. 行動計画

- (1) 住民の福祉ニーズやサービス情報を共有し活動につなげます。
生活課題を抱えている方々へ効率的に生活支援をしていくため、福祉ニーズ情報、福祉サービス情報などの各種情報を関係団体等が共有し、活動につなげていきます。
- (2) 社会資源に関する情報の収集と提供に努めます。
福祉活動は、人的な協力や施設など様々な資源を必要とします。公的、民間を問わず、福祉を推進する社会資源の情報を幅広く収集し、効果的に提供します。
- (3) ワークショップを開催し市民の声を聴くことに努めます。
ワークショップを開催することにより、市民の声に耳を傾け、情報を共有していくことにより行動計画の策定及び見直し等を具体的に行っていくように努めます。

取り組み② 福祉教育アプローチの構築

1. 現状と課題

- (1) 社協では、学校や地域からの要請に応じた出前講座や、福祉教育に関する研修会などの

開催を通じて、福祉についての理解啓発に努めています。

- (2) 既存の出前講座等のプログラムには、取りあげる分野に偏りが見られるため、よりよいプログラム作成に向けた再考が必要です。
- (3) 福祉施設等と連携して研修及び講座を開催していくことが求められています。
- (4) 学校のみならず地域向けのプログラムの開発・検討を続け、多くの市民に関心を持ってもらう働きかけが必要です。

2. 行動計画

- (1) 主に学校の総合学習で取り入れることを想定した「福祉教育プログラム」を作成します。
障がいのある方本人、市内小・中・高など学校教職員、福祉教育協力団体、教育委員会、行政職員、学識経験者で構成する検討委員会を通じて、主に学校の総合学習で取り入れることができる「福祉教育プログラム」を作成し、市内の学校や関係機関へ配布し、福祉教育の啓発に努めます。
- (2) 福祉教育研修の開催
福祉教育に関わる教職員や福祉施設等関係機関と社協による福祉教育研修会を開催し、相互理解と連携に努めます。

3. 行動計画の役割

- 「市民」は、当事者又は関心のある人です。
- 「関係団体」は、行動計画に関わる地区内の団体です。
- 「市社協」は、取手市市社会福祉協議会です。
- 「行政」は、取手市です。

① 福祉に関する情報の共有促進と理解者の拡大

行 動	役 割				市民の役割ポイント
	市民	関係団体	市社協	行政	
福祉ニーズやサービス情報の共有	○	○	◎	◎	
社会資源の情報の収集と提供	○	○	◎	○	
ワークショップの開催	○	○	◎	○	市民の声を聞かせてください。

② 福祉教育アプローチの構築

行 動	役 割				市民の役割ポイント
	市民	関係団体	市社協	行政	
福祉教育プログラム作成	○	○	◎	◎	福祉教育プログラムを作成するにあたり、どのような内容を取り入れるか市民の声を聞かせてください。
福祉教育研修の開催	○	○	◎	○	

(◎は主体、○は協力者としての取り組みを表します)

行動目標2 支えられ、支え合おう ―― 担い手の育成

取り組み① 養成講座システムの確立と人材育成計画の策定

1. 現状と課題

- (1) ボランティア活動者が不足しています。現在、月1回以上ボランティア活動に参加している人は17%しかいません。
- (2) ボランティア活動の内容がよく知られていません。
- (3) 地域活動の参加者が特定の人に限定されています。
- (4) リーダーの引き受け手が少ないため、役員活動での継続性が問題となっています。
- (5) 地域で責任のある役割を期待されることに抵抗を感じる人が多くなっています。

2. 行動計画

- (1) 地域に応じた各種養成講座を開催します。
各地域のニーズに応じた各種講座を開催すること、また、教育委員会等の関係機関と連携を深め、専門機関の市民向け講座（生涯学習講座）を開催していくことにより、福祉と教育の垣根を超えて、地域福祉活動への新たな層の参加や社協の活動の理解を図ります。
- (2) 趣味サークルを有効に活用します。
福祉関係ボランティアの人材育成とともに、各種趣味サークルにも情報を発信し、福祉という概念にとらわれない人材を多方面から発掘し、地域に関心を持って積極的に関われるようなきっかけ作りを行い、趣味等の延長上に社会貢献が自然とつながるような取り組みを行います。
- (3) ボランティアコーディネーターを配置します。
地域の担い手となる人材を育成するためにも、ボランティアコーディネーターを活用し、有効に問題解決が図れるようフォローアップ体制の確立を図ります。

取り組み② 次世代（若者）担い手の拡大、育成

1. 現状と課題

- (1) 地域には様々な立場で、様々な役割をもって活動している人たちがたくさんいます。一方で、一人で多くの役割（役職）を兼ねて活動されていることが多く、また兼任せざるを得ない状況もあります。
- (2) ボランティアの固定化、高齢化や、若者の参加が少ないなどの問題も見られます。
- (3) 自治会をはじめとする地域組織の役員なども高齢化し、まとめ役として負担が大きくなっています。
- (4) 活動を希望しても、きっかけがないため活動できない人もいます。
- (5) 地域には、専門的な技術や知識を持っている人も多く住んでいますが、地域活動に活かされていないこともあります。

2. 行動計画

- (1) 潜在する人財の確保と育成に努めます。
 地域で活動する人を地域の財産と捉え、潜在する人財を発掘・育成するため、啓発やボランティア講座の充実を図ります。
- (2) 専門的なボランティア活動を促進していきます。
 様々な知識・技術を持っている方が、その力を社会で発揮できるようにするため、専門的なボランティア活動を促進していきます。
- (3) 幅広い世代に積極的な参加を促します。
 若い世代も関心を持てるようなプログラムを開発し、幅広い世代の人が地域に関われる機会を提供していきます。

3. 行動計画の役

① 養成講座システムの確立と人材育成計画の策定

行 動	役 割				市民の役割ポイント
	市民	関係団体	市社協	行政	
各種養成講座を開設	○	◎	◎	○	市民の声を聴きながら各種講座を開催しますので、積極的な参加をお願いします。
趣味サークルの有効な活用	○	◎	◎	○	
ボランティアコーディネーター配置	○	◎	◎	○	

② 次世代（若者）担い手の拡大、育成

行 動	役 割				市民の役割ポイント
	市民	関係団体	市社協	行政	
人財の確保・育成	○	◎	◎	◎	貴重な人財の確保を図るため市民の方の力が貴重な財産です。
専門的なボランティアの活動促進	○	◎	◎	◎	
幅広い世代に積極的な参加を促す	○	◎	◎	◎	

(◎は主体、○は協力者としての取り組みを表します)

行動目標3 いろいろな支援を進めよう ―― 福祉サービスの充実

取り組み① 安全に暮らせるまちづくりの推進

1. 現状と課題

- (1) 近隣関係の希薄化、核家族化、独居化が進むなど、社会環境、家庭環境の変化に伴い、犯罪に巻き込まれるという不安が高まっています。
- (2) 問題が起きても、家庭内や個人的なことと見なされ、第三者が関われないことがあり、対策が困難であったり遅れたりすることもあります。
- (3) 各地区で防犯協会等が主体となって、パトロールを実施し防犯に努めています。また、町内会の有志が地域を巡回し、防犯に取り組んでいるところもあります。
- (4) 防災マップが作られ配布されている地区もあります。
- (5) 一方で、関係が希薄な地域については、災害時にお互いに助け合うことが困難になる状況が予想されます。
- (6) 高齢者に関わる事件・事故が後を絶たない状況にあります。

2. 行動計画

- (1) 危険度エリアマップづくりを市民とともに進めていきます。
道路事情、人通りの少ない場所や崖などにより、市民生活上危険性の高い場所をチェックした危険度エリアマップづくりへの市民参加を促し、危険エリアを解消するような取り組みにも努めます。子育て世代をはじめ多様な立場の人が参加できるように努めます。
- (2) 地域見守り隊の活動の支援に努めます。
地域の人々が一人でも多く街頭にいるだけでも、事故や犯罪を未然に防ぐ効果は大きいので、関係機関と連携し地域見守り隊（散歩隊のようなもの）を支援して、生活の安全を守っていきます。
- (3) 緊急支援できるボランティアを組織化します。
ひとり暮らし高齢者や身体の不自由な要援護者が、緊急時・災害時の安否確認と救援が迅速にできるよう、取手市と社協が連携を密にとりながら緊急支援できるボランティアの組織化を進めます。

取り組み② 一人で抱え込まないための相談支援活動の充実

1. 現状と課題

- (1) 困っていることがあっても、人に打ち明けられず、自分ひとりで抱えてしまうことがあります。
- (2) 近隣同士知らない、声かけもしない地域が多くなってきています。
- (3) 援助がほしくても、公的施策には必要なサービスメニューがないことがあります。

2. 行動計画

- (1) ニーズを早く解決する仕組みをつくります。
生活上で困っている人や事を探し出し、関係機関に早くつなぐために、情報システムの

構築などを通して、迅速に解決する仕組みをつくります。

(2) みんなで守る意識を高めます。

近隣の助けあい活動は、安心した生活を過ごすうえで大きな効果があるため、住民みんなの助けあいの意識が高まるよう啓発活動に努めます。

(3) 見守り助けあいネットワークづくりに努めます。

電気、ガス設備、家屋等の点検ができるよう専門機関の支援を得たり、訪問活動（声かけ）で、孤独や危機からのSOSを見逃さないよう、見守り助けあいネットワークづくりに努めます。

取り組み③ ふれあいの機会を増やします

1. 現状と課題

(1) 家庭に閉じこもり話し相手がない人も多く心許せる話し相手を求めています。

(2) 高齢者や障がい者が、気軽に通える居場所が少なくなっています。

(3) 各世代の集まりはあっても、子どもたちから高齢者まで関わりあいを持てる機会が少なくなっています。

(4) 隣近所の付き合いが薄くなってきていますが、ふれあい交流活動への取り組みも見られます。

(5) 公民館は、市民の交流の場としても機能していますが、各地区に1施設しかなく、近くにないため通えない人もいます。もっと身近に通えるところがほしいという声もあります。

(6) 福祉施設が増えていますが、地域との交流は少ない状況です。

2. 行動計画

(1) 交流の拠点づくりに努めます。

世代や障害の有無にかかわらず誰もが交流できるふれあいサロンづくりに努めます。

(2) 魅力あるイベントを開催します。

福祉と教育、社会貢献と趣味、世代など様々な垣根を超え、「一見さん」も気軽に参加できるような魅力あるイベントを一緒につくっていきます。

(3) ふれあい広場マップをつくります。

交流できる拠点づくりと同時に、ふれあい広場マップを市民と共につくり、そのための情報を提供してまいります。

(4) 福祉施設との交流の機会を増やします。

各地区内に設置されている福祉施設の入所者等と地域住民とのふれあいを深めるため、施設と連携し交流する機会を増やします。

取り組み④ バリアフリーなまちづくり

1. 現状と課題

(1) 障がいがあること、外国人であることだけで、差別や偏見となっていることもあります。

(2) 障がいがある人の生活環境は、必ずしも健常な人と同等に生活できる環境ではありません。

(3) 市民の意識は、変わりつつありますが、まだ充分ではありません。

- (4) 街には、障がいがある人にとって、障害になるところがたくさんあります。
- (5) 歩道が自転車や物でふさがれたり、車道との段差が大きいところがあります。
- (6) 公共施設や商店などでも、障がい者用のトイレが少なかったり、エレベーター等の整備は充分ではありません。
- (7) 情報（案内）が事前に入らないため、外出したくてもできないことがあります。
- (8) 初めて訪れる人のための情報・案内が少ない状況です。

2. 行動計画

- (1) お互いを理解しあう意識啓発に努めます。
偏見によって差別が生じないように、直接当事者や関係者の声を聞く機会をつくるなど、正しい知識を得るための啓発活動に取り組みます。
- (2) わが街の実態を調べ情報を提供します。
人にやさしいまちづくりのため、自分たちの住む街の状況や問題を調査し、わが街マップをつくり、街の情報を提供してまいります。
- (3) 障害物をなくしてまいります。
生活するうえで支障のある障害物の撤去を行政と共同で行うことや困っていたら声をかけ手を差し延べるなど、市民みんなの意識を高め、誰もが社会生活に参加できるよう、物のバリア、心のバリアを取り除いてまいります。
- (4) 情報・案内を整備します。
初めて訪れる人のために、安心してわが街を歩いてもらえるよう、情報・案内などを整備してまいります。

3. 行動計画の役割

① 安全に暮せるまちづくり推進

行 動	役 割				市民の役割ポイント
	市民	関係団体	市社協	行政	
危険度エリアマップづくり	◎	◎	◎	○	市民のみなさまの持っている情報を取り入れて共に作り上げるマップ作りです。
地域見守り隊の活動支援	○	○	◎	◎	
緊急支援ボランティアの組織化	○	◎	◎	○	

② 一人で抱え込まないための相談支援活動の充実

行 動	役 割				市民の役割ポイント
	市民	関係団体	市社協	行政	
早期解決する仕組みづくり	○	○	◎	◎	
助け合いの意識高揚	○	○	◎	○	市民ひとりひとりが一人で悩みを抱えないよう、みんなで助け合う意識を高めて助け合うものです。
見守りネットづくり	○	○	◎	◎	

③ ふれあいの機会を増やします

行 動	役 割				市民の役割ポイント
	市民	関係団体	市社協	行政	
交流拠点づくり	○	○	◎	◎	
魅力あるイベント開催	○	○	◎	○	市民の方も一緒になってイベントに積極的に参加してもらえらるイベントを一緒に企画していきましょう。
ふれあい広場マップづくり	◎	◎	◎	○	
福祉施設との交流の機会づくり	◎	◎	◎	○	

④ バリアフリーなまちづくり

行 動	役 割				市民の役割ポイント
	市民	関係団体	市社協	行政	
理解するための意識啓発	○	○	◎	◎	
わが街情報の提供	○	◎	◎	○	
バリアを取り除く	◎	○	◎	◎	市民のみなさまの意識を高めることで心のバリアを取り除くこととなります。
情報・案内の整備	○	○	◎	◎	

(◎は主体、○は協力者としての取り組みを表します)

行動目標 4 みんなで集まり、協力しよう ―― 連携強化と拠点づくり

取り組み 地域拠点づくりの促進

1. 現状と課題

- (1) 地域では、地域女性団体連絡会、子ども会育成会、高齢者クラブ、民生委員児童委員協議会などの様々な地域団体が活動していますが、団体機能が十分に活かされていないところもあり、役割などで一部重複しているところもあります。
- (2) 地域で活動する人の間でも、横のつながりが十分に形成されず、情報共有や連携がとりにくいことがあります。
- (3) 地域の近所づきあいは少なくなり、特に集合住宅などでは、隣の居住者との面識が全くない人もいます。挨拶し合うことが少なくなり、困っていても見過ごしたり、声をかけることに躊躇することもあります。地域のコミュニケーションが希薄化すると、支えあう福祉社会づくりから離れていってしまいます。
- (4) 市内の自治活動は、町内会（自治会）ごとに展開されていますが、代表者（会長）は短期交代制となっているところもあり、活動が定着発展していかない面もあります。
- (5) 各町内会（自治会）に加入している世帯が減少してきています。
- (6) 社会福祉協議会の活動は、町内会（自治会）の協力を得ることで進められていますが、町内会（自治会）未加入世帯へは情報を提供できず、社協の自主活動財源の拠出や福祉活動への参加協力も得られない状況があります。
- (7) 地域には、活用可能な公的施設、例えば学校の空教室などで地域活動に活用できる社会資源があります。個人所有のものや民間施設などでも、地域活動に活用可能な社会資源が眠っている場合があります。

2. 行動計画

- (1) 地域福祉推進体制を整備します。
地域団体組織それぞれの役割を再確認し、社協を中核とする地域福祉推進体制の整備に努めてまいります。
- (2) 関係団体との連携を強化します。
関係団体や福祉施設等と連携の強化に努めます。さらに福祉、教育、生涯学習、環境、趣味・スポーツのサークルなど、様々な団体が領域を超えて取手市の地域課題について考える「ネットワーク会議」（仮称）を開催し、これまで福祉に関心がなかった人たちにも関わりをもってもらえる機会の創出に努めます。
- (3) 地域のニーズに応じた社協活動を進めます。
住民サービスなどに地域間格差が少なくなるよう、地域の状況に応じた計画的な取り組みを定め、活動を展開してまいります。
- (4) 社協運営の拠点整備に努めます。
社協運営の体制強化のため、専任の業務担当者（コーディネーター）の配置や役割分担（部会）制の導入、地域コミュニティー活動の拠点として位置づけられている市民活動支援課や関係機関との連携を強化し、活動拠点の整備に努めます。

(5) あいさつが交わせる地域づくりに努めます。

地域の人たちが知りあいになり、より良い関係を築くことを通して、自然にあいさつを交わすことができる地域づくりに努めます。

(6) 町内会(自治会)の活動を支援します。

近隣同士の付き合いがますます希薄化する中で、住民相互に助けあい活動を展開している町内会(自治会)の活動を支援します。また、町内会(自治会)役員等の担い手に対しても、継続性が保てるよう積極的に支援していきます。

(7) 町内会(自治会)への加入促進に努めます。

特に未加入者に対し、関係団体と協力して、近隣相互の助けあい活動の必要性を訴え、町内会(自治会)への加入促進に努めます。

3. 行動計画の役割

地域拠点づくりの促進

行 動	役 割				市民の役割ポイント
	市民	関係団体	市社協	行政	
地域福祉推進体制の整備	○	○	◎	○	
関係団体との連携強化	○	○	◎	◎	
ニーズに応じた社協活動の推進	○	◎	◎	○	
社協運営拠点の整備	○	○	◎	○	
あいさつ声かけ運動の推進	◎	◎	○	○	あいさつが自然とかわせる地域になることで、地域福祉の連携が図れることとなります。
町内会(自治会)活動支援	○	○	◎	◎	
町内会(自治会)加入促進	○	○	◎	◎	

(◎は主体、○は協力者としての取り組みを表します)

行動目標5 子どもたちを地域で育もう ―― 子育て支援

取り組み① 子育て支援の促進

1. 現状と課題

- (1) 国の統計上の指標による合計特殊出生率は1.41（2012年）となり、以前と比べて上昇傾向にあるが、人口の自然増減の境目とされる2.08を、大きく下回る状況が続いており、人口の減少と少子化が進んでいます。
- (2) 小学生の約6割以上が子ども会に入っていない状況です。また、子どもが低学年の時は加入し、高学年になると会の役員になりたくないという親たちの考え方により脱会することもあります。
- (3) 子どもたちが参加できる行事も減ってきており、地域の大人たちとのふれあいの機会が少なくなっています。
- (4) 子育てに悩んでいる親が増えています。
- (5) 三世帯同居が減り、家庭内に出産から子育てを経験した人がいなくなり、相談できる人がいない家庭が増えています。
- (6) 働く環境などの変化で、親子が一緒にいる時間やふれあいが少なくなっています。
- (7) 働く状況の悪化や親戚・地域の関係性の希薄化など、親への子育ての負担が増大していることを背景に、近年虐待に関する相談が急増しています。

2. 行動計画

- (1) 親子交流の場の整備に努めます。
身近な公共施設や民間の資源を活用して、親同士がお互いの子育ての悩みを話しあったり、交流を図れる子育てサロン等の交流の場の提供、並びに子育ての当事者が地域に貢献できるようなサポートに努めます。
- (2) 戸別訪問、相談体制の整備に努めます。
子育てに悩んでいる親に対し、保健センターと連携を図りながら必要な訪問活動や相談に応じる地域ボランティアサポート体制の整備に努めます。
- (3) 子ども会活動を支援します。
加入者が増え活動が活発になるよう、地域団体が協力して子ども会活動を支援します。
- (4) 家族ふれあいの機会をつくれます。
家族が一緒になってできる作業（料理や工作など）を通し、地域の方々との交流を図れるふれあいの機会をつくれます。
- (5) 児童の虐待を減らします。
児童虐待の早期発見のため、近隣住民のネットワークの整備と情報伝達の仕組みをつくと同時に、子育てする親を孤立に追い込まないようサポートに努めます。
- (6) 子育て支援組織の情報を提供します。
子育てを支援しているボランティア・NPO団体などの情報を提供します。

※子育てサロンについて

【子育てサロンって?】

子育てサロンは、子育て中の親子が交流・仲間づくりができる場です。

サロンの運営形態は様々ですが、親子などの参加者と支援者（ボランティア）が協働し、常設のものや日時・曜日を定めたりして運営しています。活動内容は、お互いにおしゃべりしたり、レクリエーションで楽しんだりして過ごします。

【特徴】

サロンの特徴は、気軽に、無理なく、楽しく、自由に参加できるところにあります。行きたいときに行き、時間に拘束されず無理なく参加でき、参加者の意向などを取り入れたりしながら運営されています。

【効果】

サロン運営の効果は、子育て中の親子が抱える悩みや孤独感が解消できるところにあります。悩みごとや困りごとを相談しあったりして仲間づくりができ、閉じこもりの予防、社会参加意欲の向上につながり、また福祉等に関する情報を得ることもできます。

取り組み② 安心して楽しめる遊び場をつくります

1. 現状と課題

- (1) 外で遊んでいる子どもたちの姿が見られなくなってきました。
- (2) ゲーム機や情報端末で遊ぶ子どもが増えています。
- (3) 児童公園などにある古くなってきている遊具の安全性が不安です。
- (4) 遊び場はあっても、利用しないため荒れ地のようになっていることもあります。(市内の都市公園や児童遊園は225ヶ所程度あり、その他私有地の遊び場もあります)
- (5) 近隣の住宅環境により、ボール遊びが制限されたり、遊び方も変わってきています。
- (6) 子どもたちを取り巻く環境において、一步外に出れば、安心安全ではない社会となっています。

2. 行動計画

- (1) 安全な遊び場づくりに努めます。
日常的に様々な遊び場を点検し、危険があるかどうかを確認し、必要により設置者（機関）に改善を求めています。
- (2) 遊び方を学べる機会をつくります。
外での遊び方や楽しみ方を知らない子どもたちに対し、昔からの遊び方を学べる機会（場所）を提供することを通して、世代間交流を図ります。
- (3) 自然に親しみながら遊べる場所を提供します。
市内にもまだまだ自然が残っており、所有者の協力を得て、自然を生かした遊べる場所づくりに努めます。
- (4) 遊び場を見守っていく体制をつくります。
子どもたちが外で安心して遊べるように、見守り体制の整備に努めます。

(5) 地域資源を活かして安全な居場所を作っていきます。

屋内でも遊べる場所が不足していますが、スペース提供などの協力を呼びかけ、放課後活動の活性化を促します。そして市民と協力し、物理面の安全だけでなく、いじめのない関係面でも安全な居場所づくりに努めます。

3. 行動計画の役割

① みんなで子育てを支援します。

行 動	役 割				市民の役割ポイント
	市民	関係団体	市社協	行政	
親子交流の場の整備	○	○	◎	◎	子育ての当事者が地域に貢献できるような取り組みを目指しています。
訪問、相談体制の整備	○	○	◎	◎	
子ども会活動の支援	○	◎	○	◎	
家族ふれあいの機会づくり	○	○	◎	○	
児童虐待の予防活動	○	○	◎	◎	
子育て支援情報の提供	○	○	◎	◎	

② 安心して楽しめる遊び場をつくります

行 動	役 割				市民の役割ポイント
	市民	関係団体	市社協	行政	
安全な遊び場づくり	○	◎	◎	◎	
遊び方を学べる機会づくり	○	○	◎	○	世代間交流を図ることで地域の縦のつながり強くなります。
自然の遊べる場所の提供	○	○	◎	◎	
遊び場見守り体制の整備	◎	◎	○	○	
安全な居場所づくり	◎	◎	◎	○	

(◎は主体、○は協力者としての取り組みを表します)

第 3 章

社会福祉協議会発展強化指針

※第3章は取手市社会福祉協議会第一次発展強化計画を一部抜粋もしくは要約したものです。

1. 基本的な策定の趣旨

取手市社会福祉協議会は、地域住民をはじめ、取手市やその他の民間団体、ボランティア等からのご理解、ご協力のもと、様々な方々との協働により地域福祉の推進に取り組んでいます。

また、住民主体の地域福祉活動を推進するため、より多くの地域住民の方々からの取手市社会福祉協議会の活動に対するご意見等をいただき、福祉ニーズや地域福祉の課題を把握し解決していくための取り組みも行っています。

更に障害者施設をはじめとして多くの「指定管理施設」を運営している中で、各施設における様々な問題点、利用者からのニーズを把握し、それらに対する改善策や、サービスの質の向上・経営の効率化を目指していかなければなりません。このように利用者の目線に立って取り組むことで信頼関係の構築につながり、質の高い福祉サービスを提供する指定管理者としての役割を担い続けていかななくてはなりません。

このような状況の中で、取手市社会福祉協議会として「発展強化計画」にまとめ、さらに各事業ごとに三カ年計画を策定し、より細部について明示することにいたしました。この計画の策定趣旨は、社会福祉事業や地域福祉推進活動、社会福祉施設の運営管理、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動を活性化し、より効果的な事業の実施を目指すものです。

また、取手市社会福祉協議会が中長期的な経営戦略を明確化にすること、運営体制を強化することにより、地域福祉の中核として信頼される組織となれるよう組織一丸となって取り組むものです。

2. 取手市社会福祉協議会事業

現状の取手市社会福祉協議会は、各部門・各施設で事業を行っていますが、地域住民の方々にもわかりやすくするために、下記のような事業体系に分類し、事業体系ごとに課題又は対策の検討をしていきます。

① 地域福祉・ボランティア発展のために

(1) 地域福祉事業

- 地域福祉活動計画の策定
- 地区社協等の拠点づくり

(2) 広報・PR活動

- 情報誌の発行・ホームページの維持
- 助け合いのまちづくりの推進

(3) ボランティア支援センターの充実

- ボランティア等に対する助成・助言
- ボランティア情報の発信

(4) ボランティア育成・拡充

- ボランティア教室・講座
- 学校ボランティア

② 高齢者のために

(1) 介護保険事業

- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業⑦法人運営

(2) 高齢者向け施設の運営

- あけぼの
- さくら荘
- 介護予防拠点施設

③ 障害者のために

(1) 障害福祉サービス

- 福祉センターつつじ園
- 福祉センターあけぼの
- 福祉センターふじしろ
- 居宅介護（ヘルパー）
- グループホーム
- 相談支援事業所
- 居宅介護（ヘルパー）
- グループホーム
- 相談支援事業所

④ こども・児童のために

(1) こども・児童のために

- こども発達センター
- 子育て支援の促進

⑤ 住民参加型福祉サービス

(1) 住民参加型福祉サービス

- 在宅福祉サービス
- ファミリーサポートセンター
- 移送サービス

⑥ 生活支援のために

(1) 相談・支援事業

- 心配ごと相談所
- 日常生活自立支援事業
- 生活困窮者支援事業

⑦ 法人運営

(1) 財源の確保

- 会員会費
- 共同募金運動
- 自主財源の確保

(2) 法人運営の体制強化

- 理事会等の役員
- 評議員会・各種委員会
- 法人組織の体制強化

(3) 人事・人材育成

- 職員の配置・構成
- 勤務評価・人材育成

3. 取手市社会福祉協議会重点事業

取手市社会福祉協議会では地域の住民、ボランティアをはじめ、取手市やその他の民間団体等からのご理解ご協力をいただき、協働して地域福祉の推進に取り組んで参りました。今後についても住民主体の地域福祉活動を推進するために、より多くの地域住民の方々からのご意見を頂きながら、福祉のニーズや地域福祉の課題を把握し、その課題に対して対応していかなければなりません。

また、社会福祉協議会の根源の「住民参加」について重要となるのがボランティアと考えます。潜在するボランティアの掘り起しや、ボランティアの育成等を実施し、地域のニーズに応えるために協働していかなければなりません。

取手市の地域福祉の健全な発展や、地域住民の社会福祉に関する活動を活性化することが、取手市社会福祉協議会の今後の発展をしていくために重要なことと考え、取手市の地域福祉の中核として信頼される団体となれるように「①地域福祉・ボランティア発展のために」を取手市社会福祉協議会第一次発展強化計画の中心を担う事業と考え、重点的に取り組んで参ります。

資料編

策定経過

策定委員会の実施状況

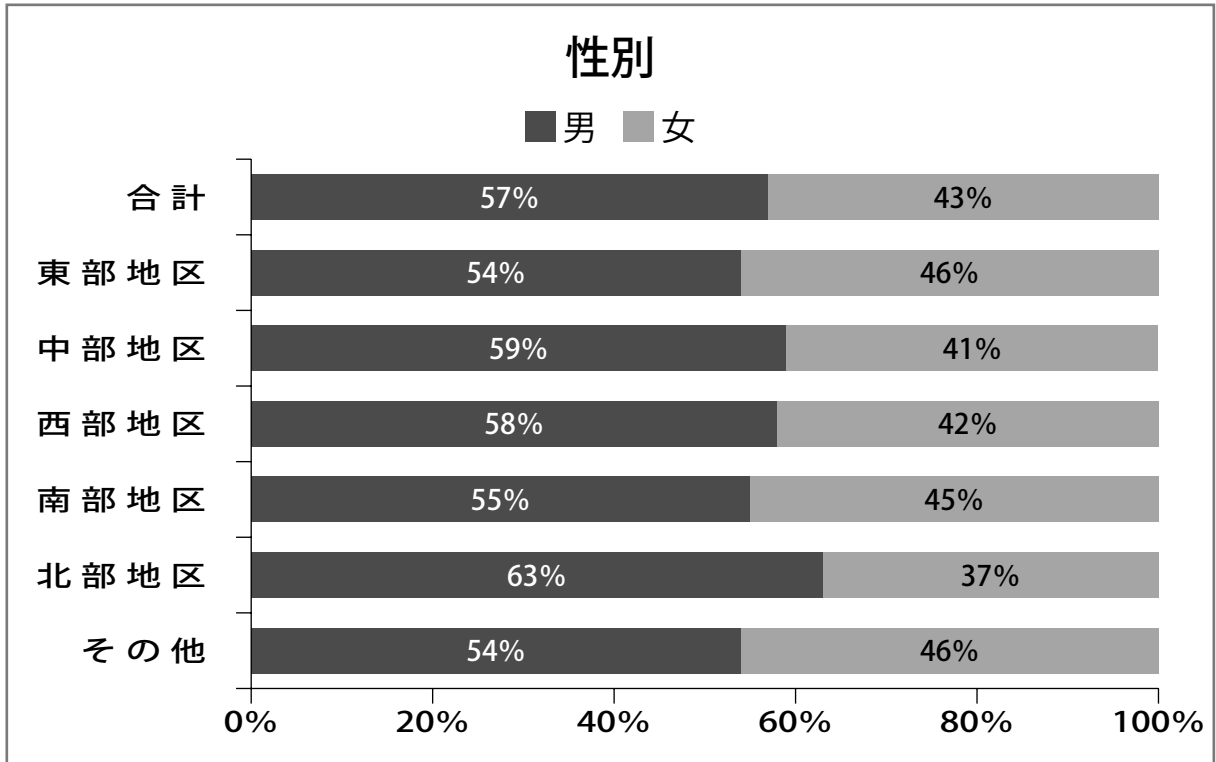
期 日	項 目	内 容 等
平成 25 年 3 月 12 日	ワーキングチーム設置準備会	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員会発足について 策定スケジュールについて ワーキングチーム開催計画・運営について
3 月中旬～ 4 月初旬	近隣社協の計画、アンケート課題等を調査	<ul style="list-style-type: none"> 守谷市、牛久市、つくばみらい市 龍ヶ崎市訪問調査
3 月 25 日	平成 24 年度第 3 回理事会	<ul style="list-style-type: none"> 取手市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置規程承認
4 月 11 日	第 1 回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> 役割分担 策定委員会委員の検討、依頼 アンケート内容検討
6 月 4 日	第 1 回地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 正副委員長選出 政策策定趣旨・概要説明 取手市地域福祉計画について 地域福祉に関する市民意識調査（アンケート）について 計画策定スケジュールについて
7 月 3 日	第 2 回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> 正副委員長にアンケート校正依頼 事務的作業（印刷、配達等）の確認
8 月 1 日～ 30 日	アンケート調査（3,400 部）	<ul style="list-style-type: none"> 取手片町地区、青柳地区、戸頭地区 八重洲ニュータウン地区、ときわ台地区、浜田・紫水地区、他
8 月 12 日	第 3 回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> アンケート途中経過まとめ
8 月 20 日	第 2 回地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査について（中間報告）回収数、記述部分の報告等 第 1 次地域福祉活動計画構成（案）について
9 月	業者にアンケート集計依頼	
10 月 8 日	第 4 回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果報告の検討

10月11日	第5回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素案の再検討 ・ 仁平副委員長にアンケート分析、クロス集計を依頼
10月22日	第3回地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次地域福祉活動計画素案について ・ アンケート調査結果について
11月11日	第6回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素案再検討
11月14日	第7回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素案再検討
12月2日	第8回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素案再検討
12月3日	第4回地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動計画素案第2章について
12月25日	第5回地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動計画素案について ・ アンケートの集計について（結果報告）
平成26年1月16日	第9回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仁平副委員長と内容再検討
2月5日	第10回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役割分担の検討
2月24日	第6回地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動計画素案について
2月24日～	ホームページ及び社協情報誌にてアンケートのお礼と結果報告 掲載	
3月4日	第11回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 細部修正
3月12日	第7回地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動計画について（最終決定）

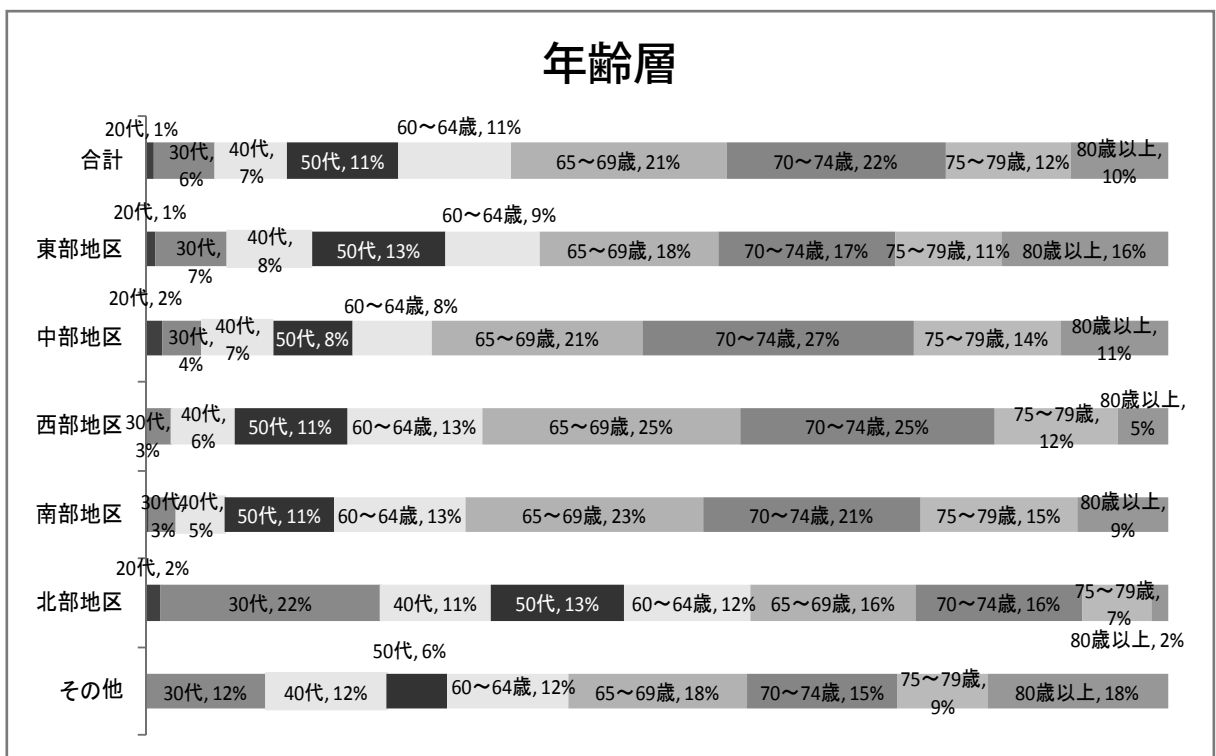
取手市社会福祉協議会「地域福祉に関する市民意識調査」

○あなた自身とあなたの家族についておたずねします。

問1 あなたの性別はどちらですか



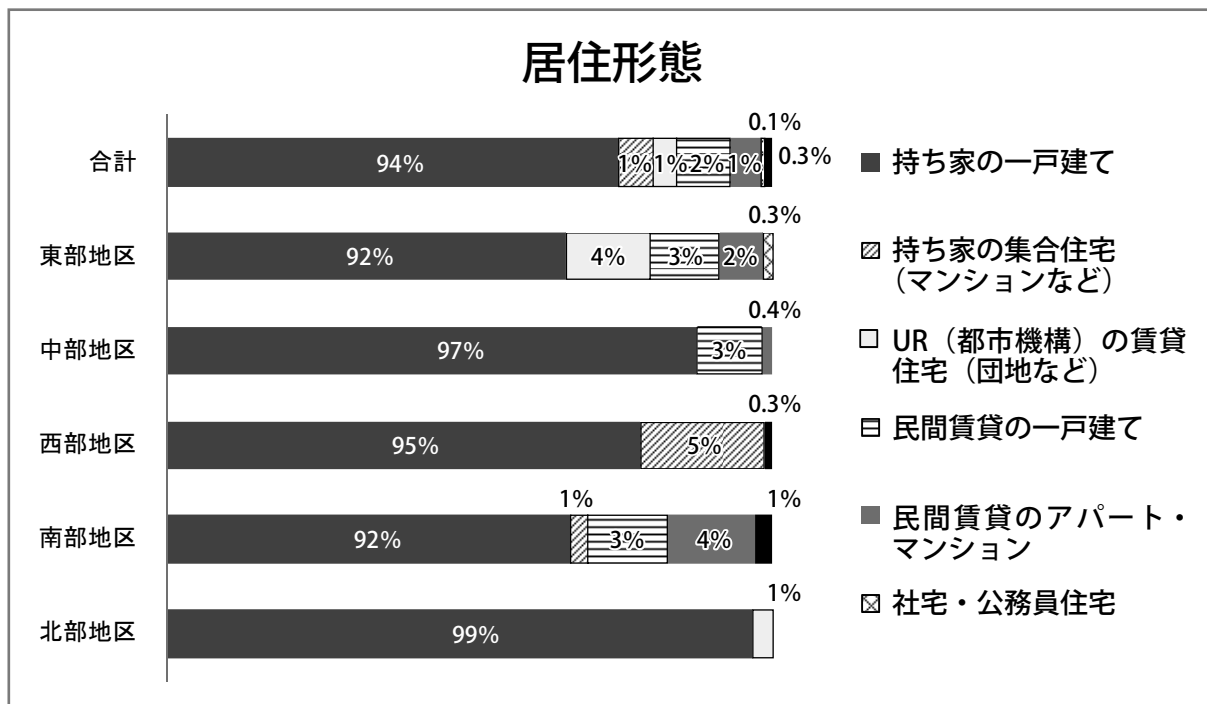
問2 あなたの年齢は何歳ですか



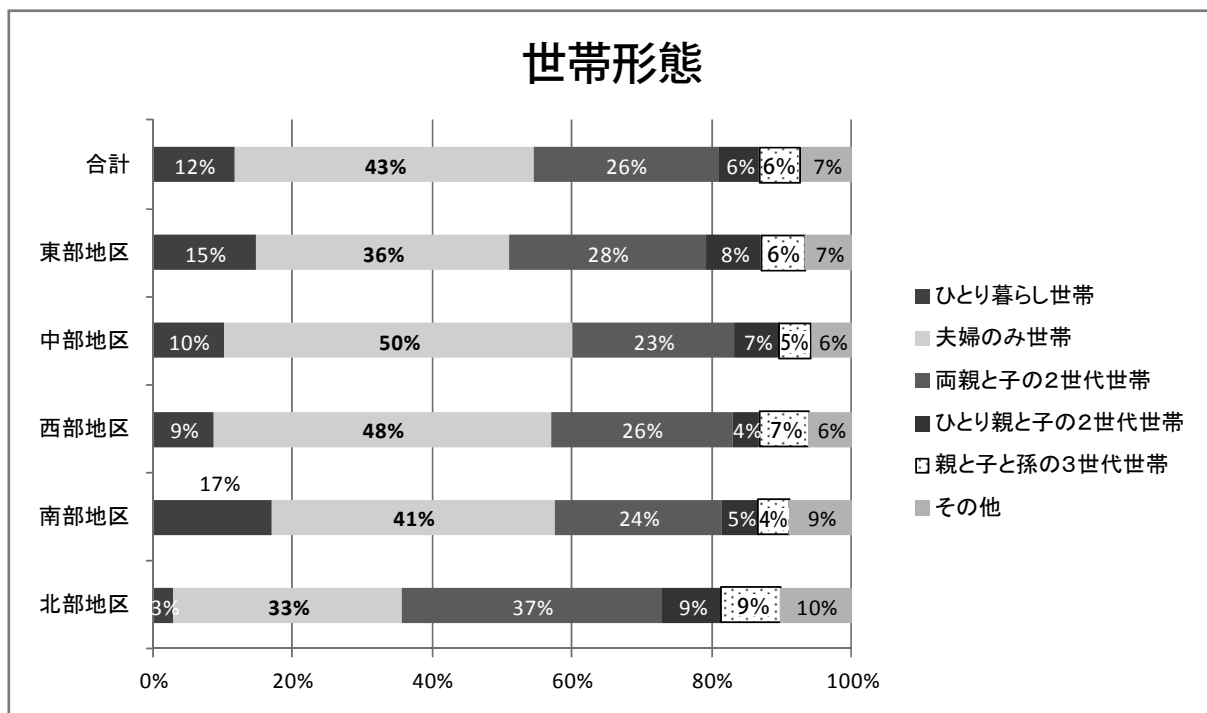
問3 地区ごとの人数と地区類型

		地区6分類						合計
		東部地区	中部地区	西部地区	南部地区	北部地区	その他	
小 学 校 区	取手	144						144
	井野	27						27
	白山		67					67
	白山西		181					181
	小文間	27						27
	寺原		10					10
	永山			8				8
	戸頭西			112				112
	戸頭東			182				182
	吉田	118						118
	稲		3					3
	高井			9				9
	宮和田				231			231
	藤代					29		29
	六郷				22			22
	山王					22		22
	久賀					79		79
	桜が丘				22			22
	その他						10	10
	わからない						21	21
合計		316	261	311	275	130	31	1,324

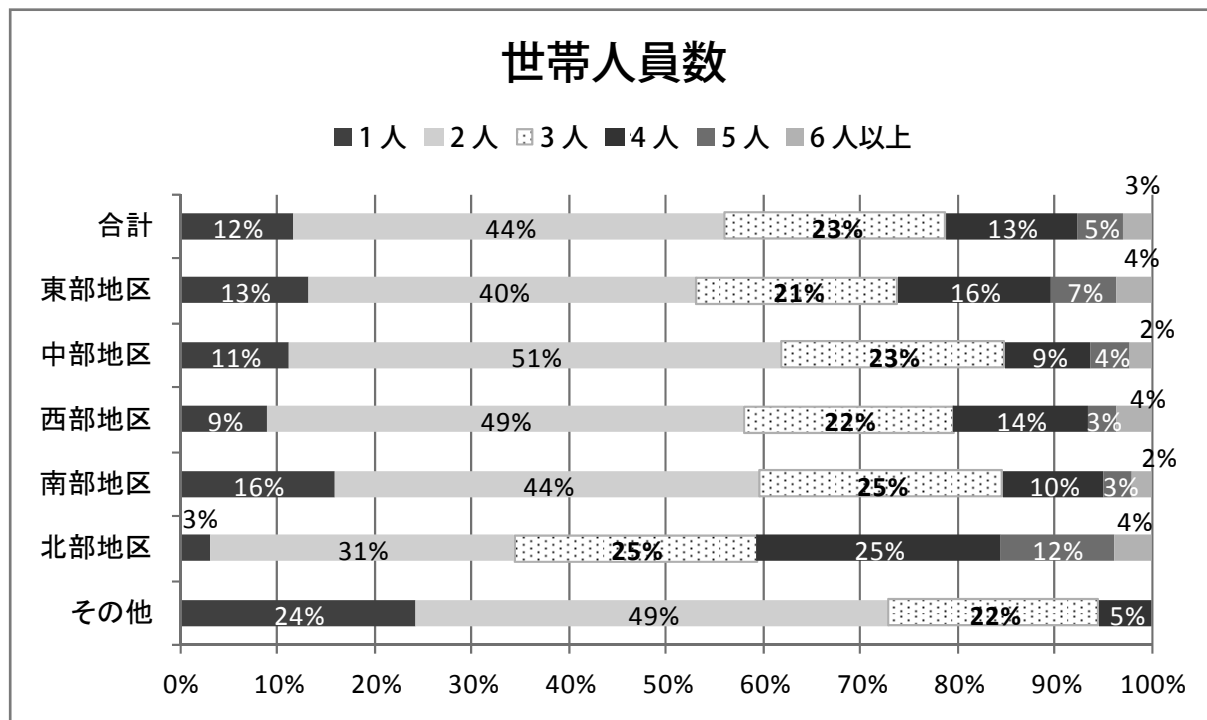
問4 あなたのお住まいは次のうちどれですか



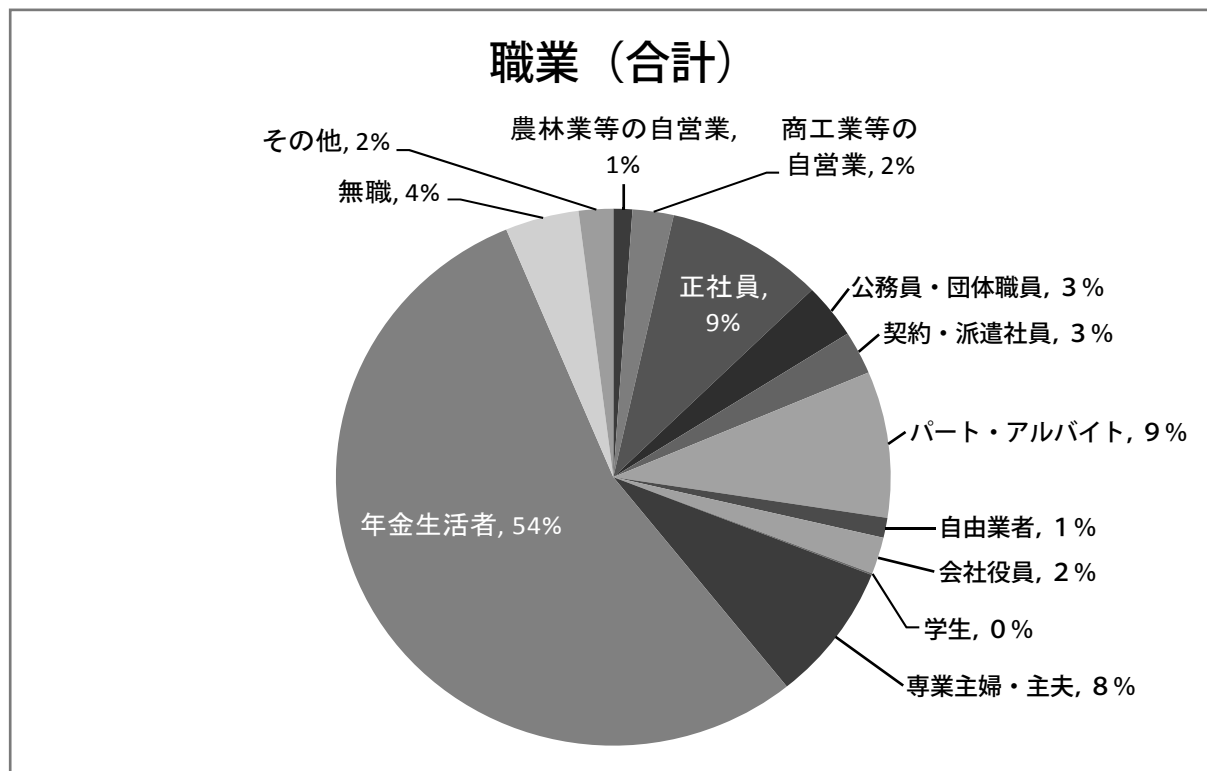
問5 あなたの世帯は次のどれにあたりますか。1つだけ選んで○を付けてください



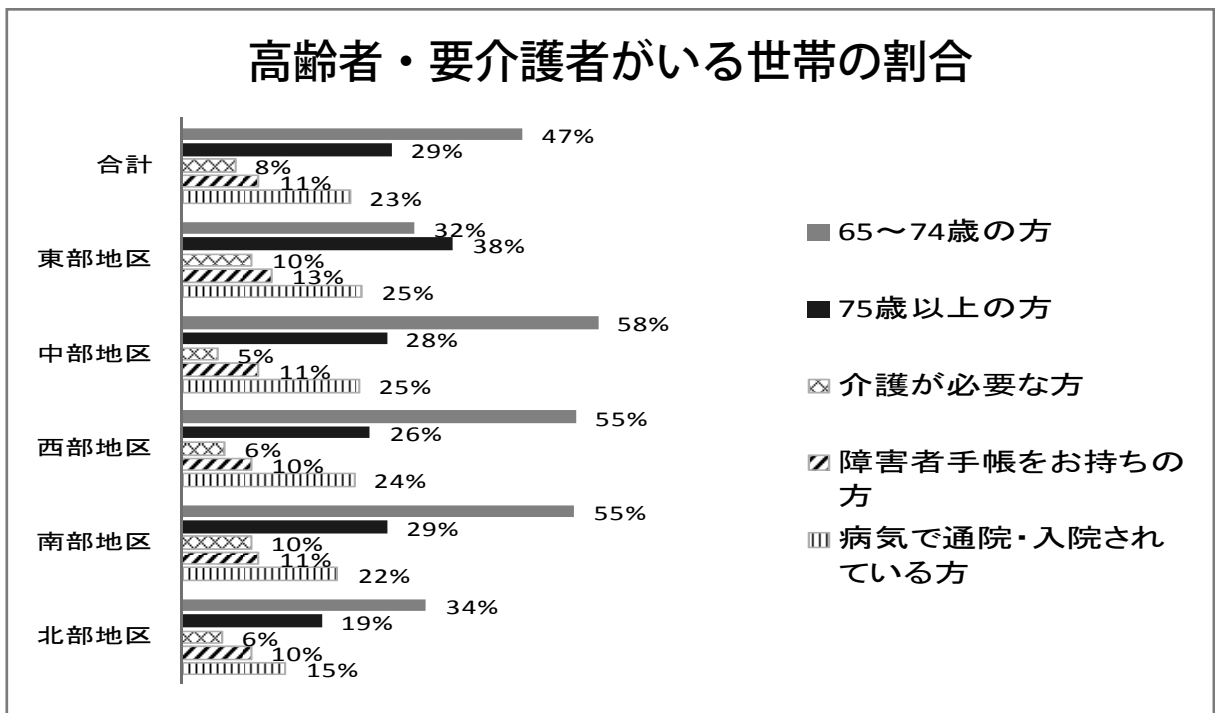
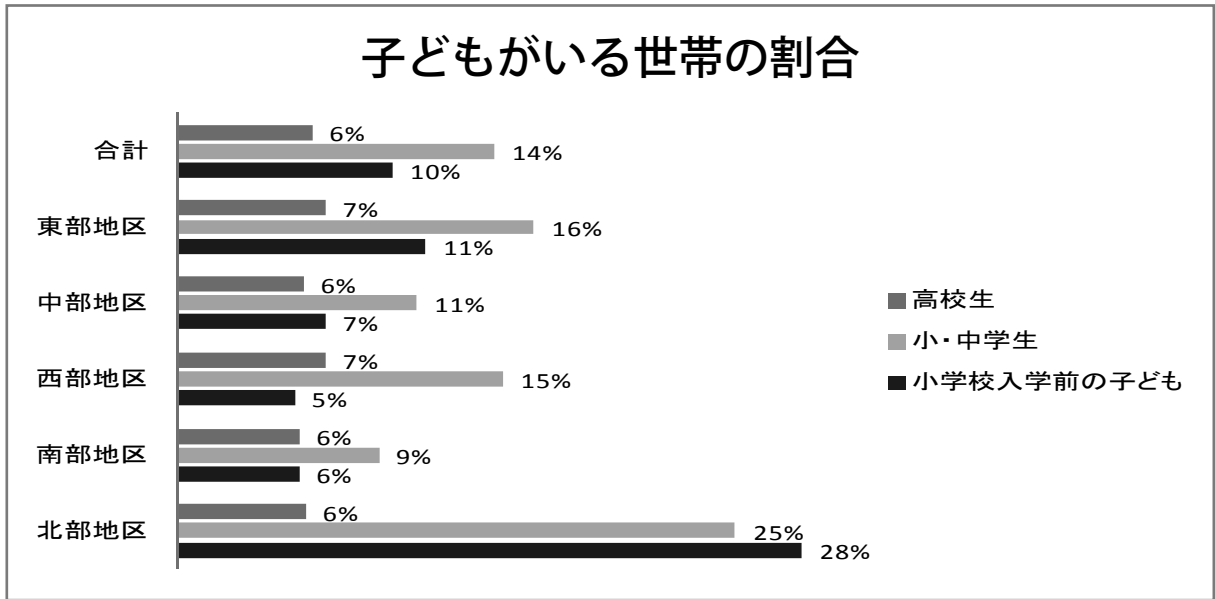
問6 同居しているご家族はあなたも含めて何名ですか



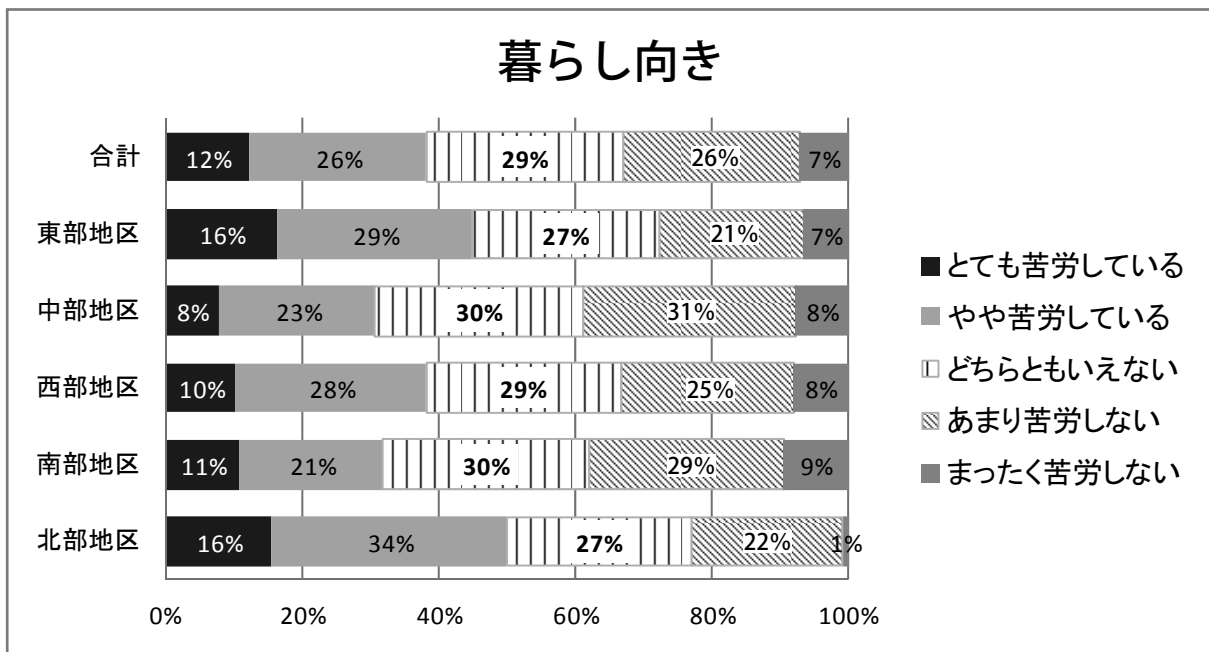
問7 あなたの職業は次のどれにあたりますか。1つだけ選んで○を付けてください



問8 あなた自身も含め、ご家族に次の方はいらっしゃいますか。あてはまるものすべてに○を付けてください

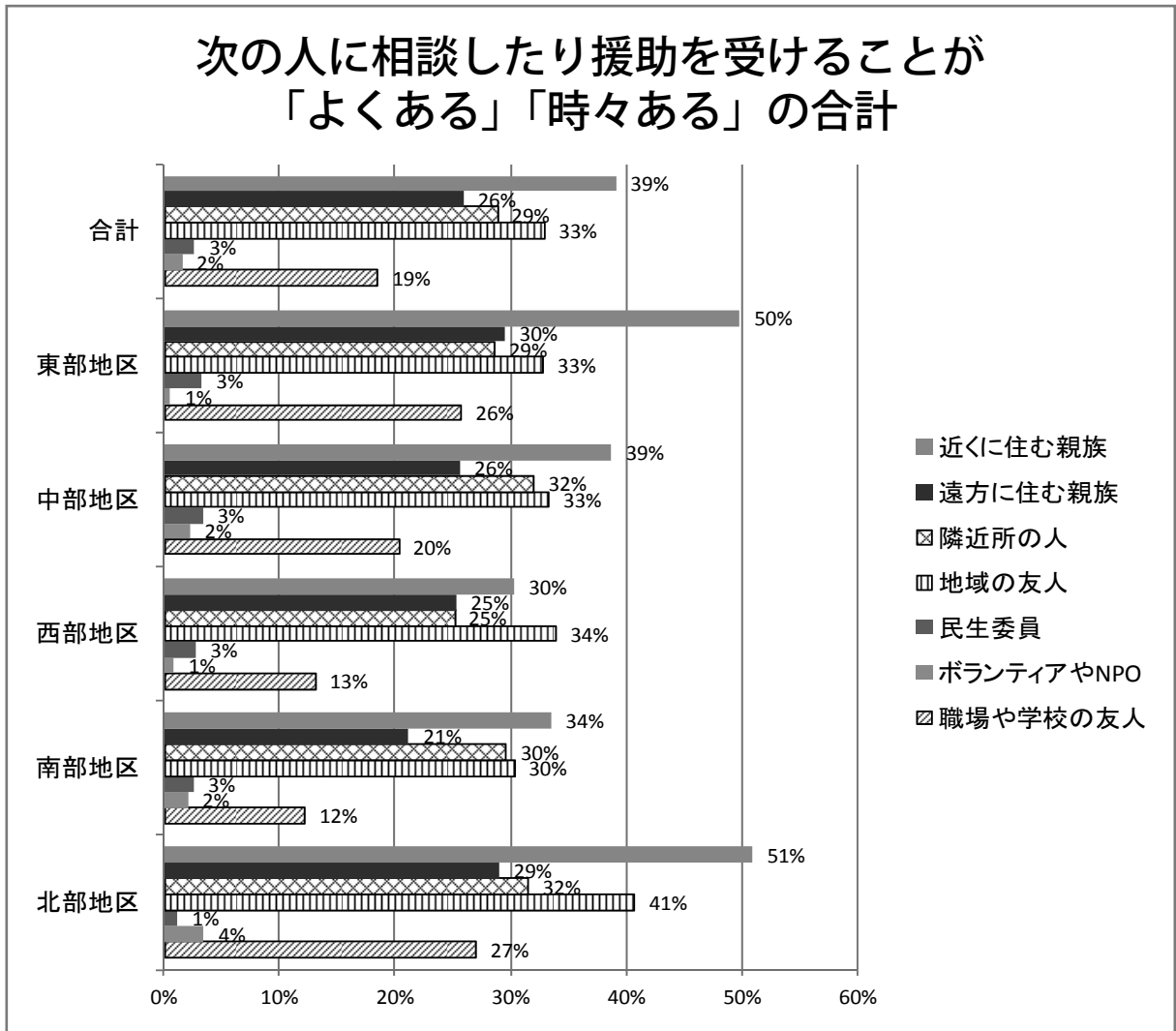


問9 あなたのお宅の暮らし向きについておたずねします。差支えがなければ、次の選択肢のうち、1つだけ選んで○を付けてください

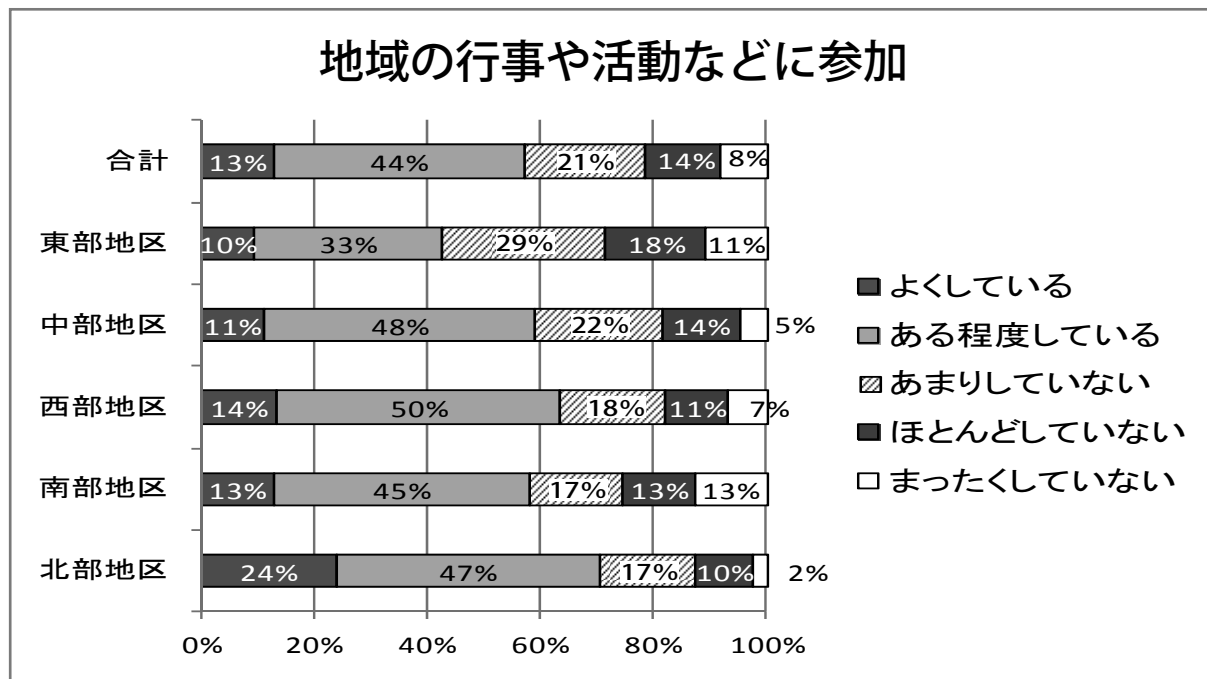


○「地域」についてあなたの思いをおたずねします。

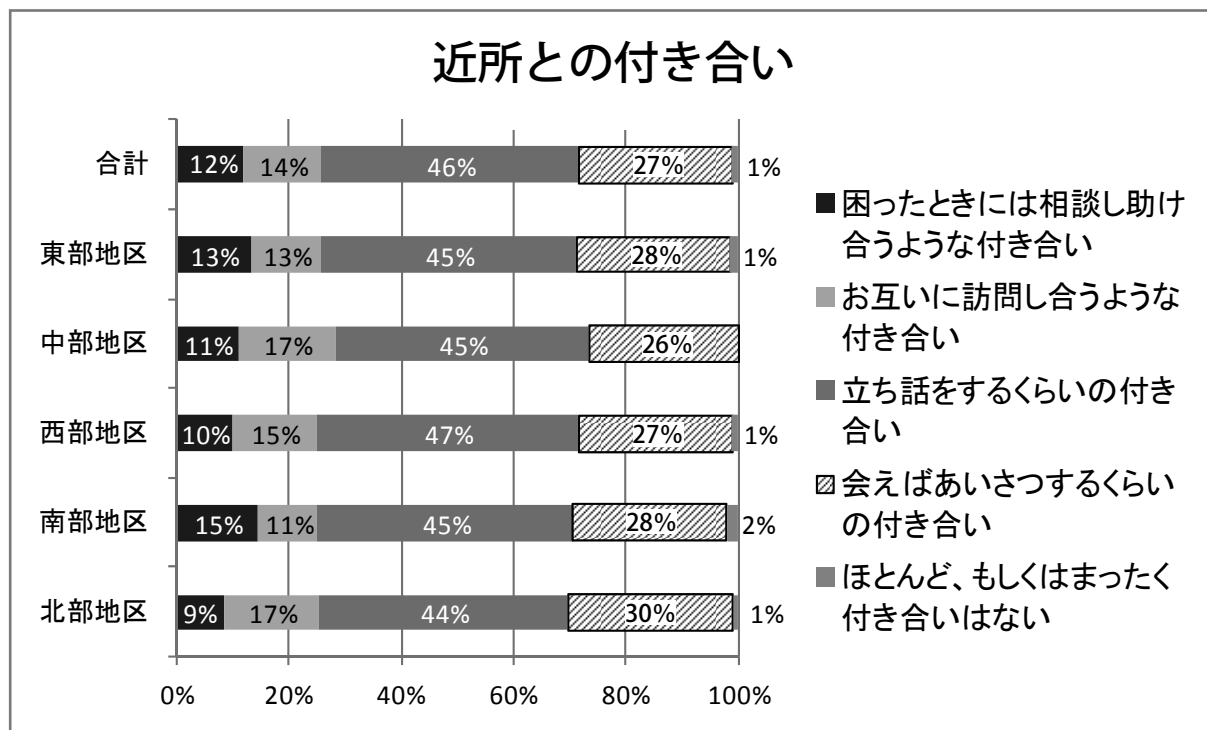
問10 あなたは困ったことがある場合、次の人に相談に乗ってもらったり、実際に助けをもらうことはありますか。それぞれ最もあてはまる番号に○を付けてください



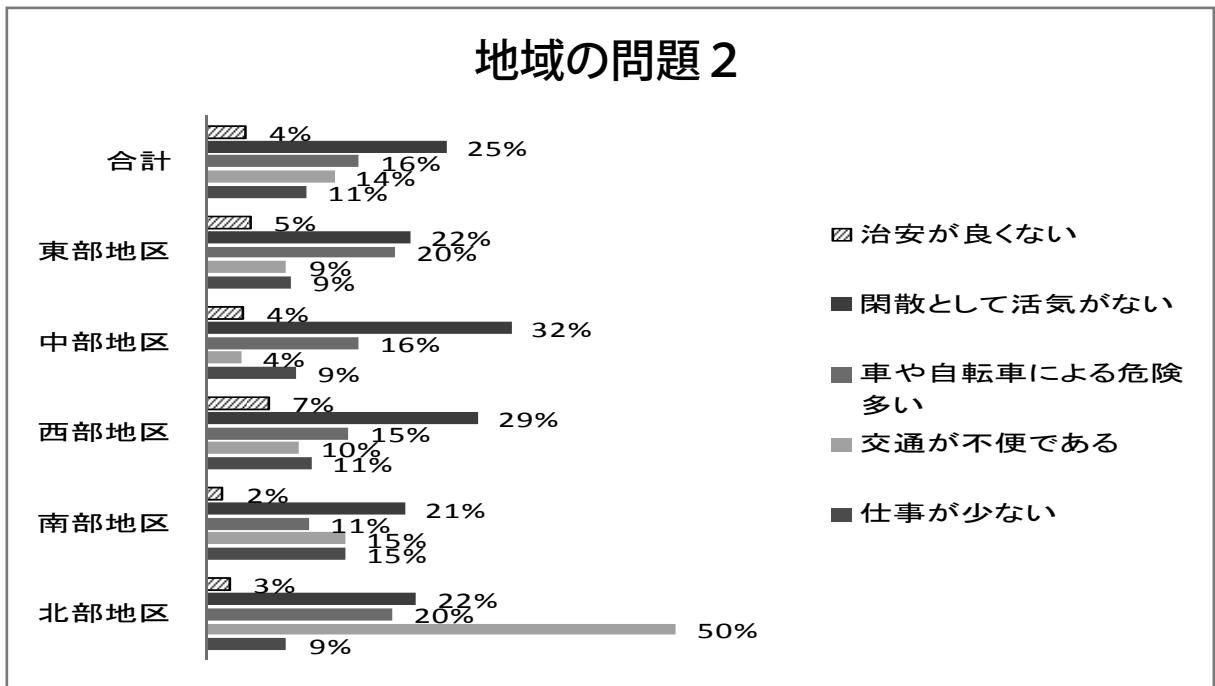
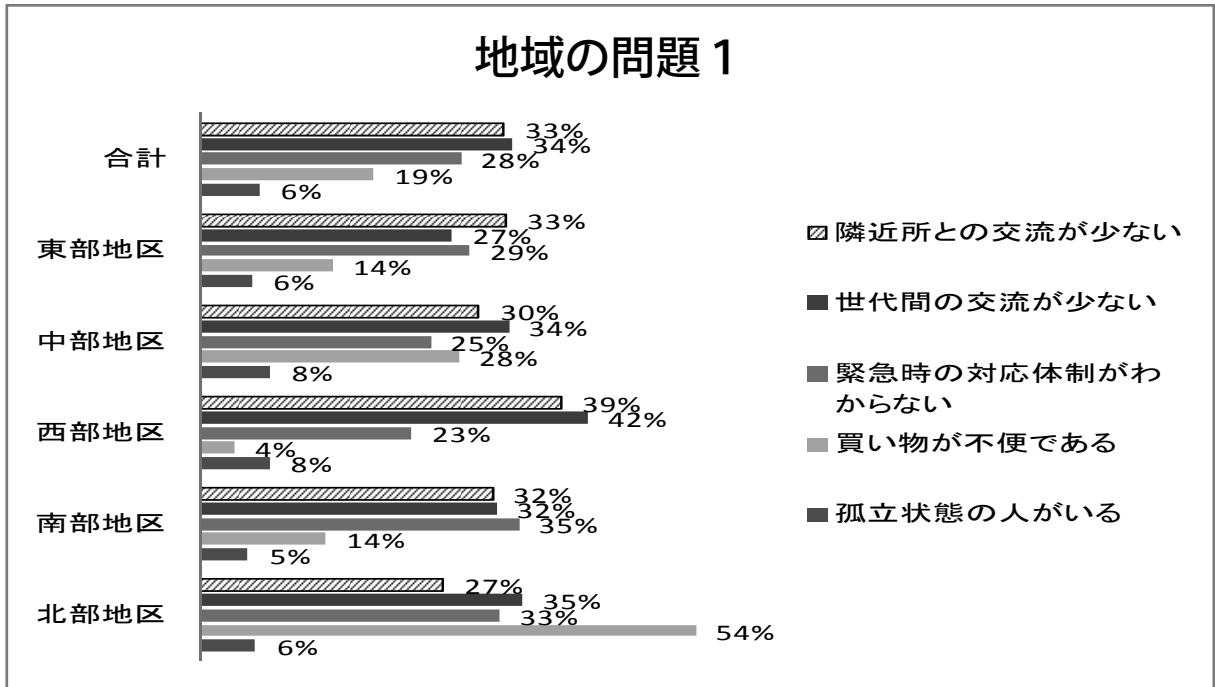
問 1 1 あなたは地域の行事や活動などに参加・協力していますか。1つだけ選んで○を付けてください



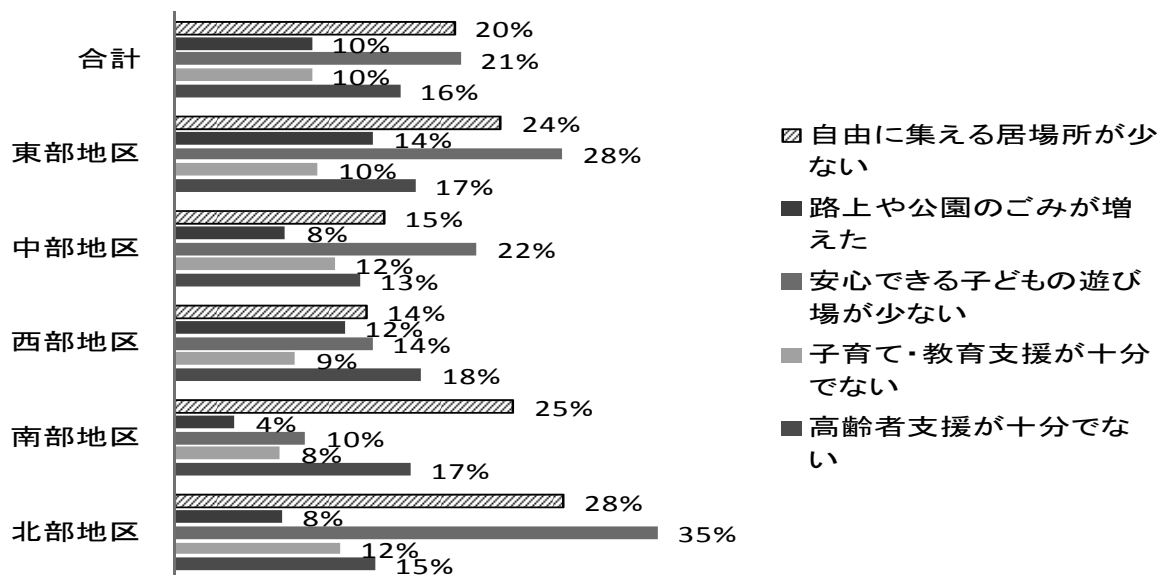
問 1 2 あなたは、ふだん近所の方とどの程度お付き合いをされていますか。1つだけ選んで○を付けてください



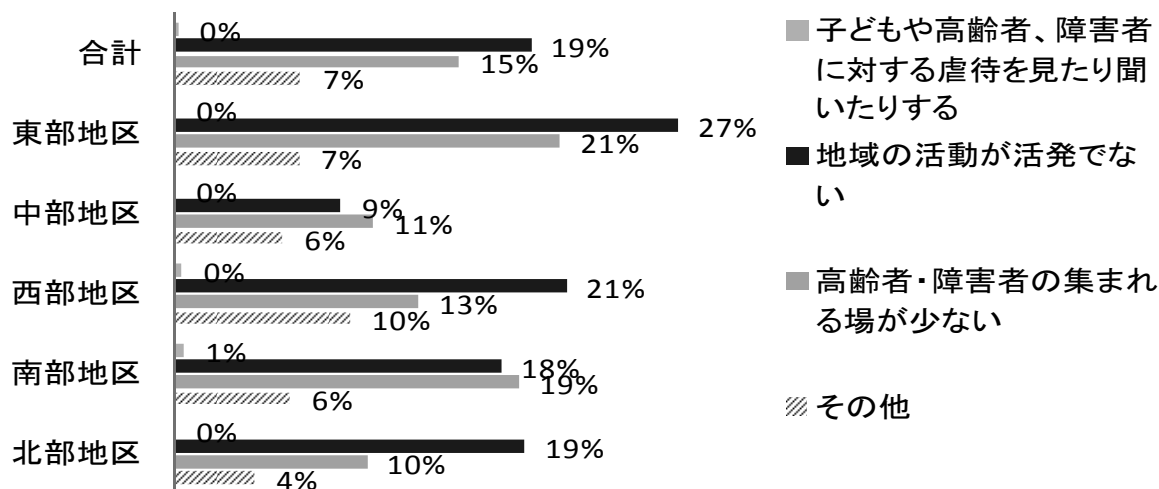
問13 現在、あなたの住んでいる地域にはどのような問題や課題があると感じていますか。あてはまるものすべて選んで○を付けてください



地域の問題3



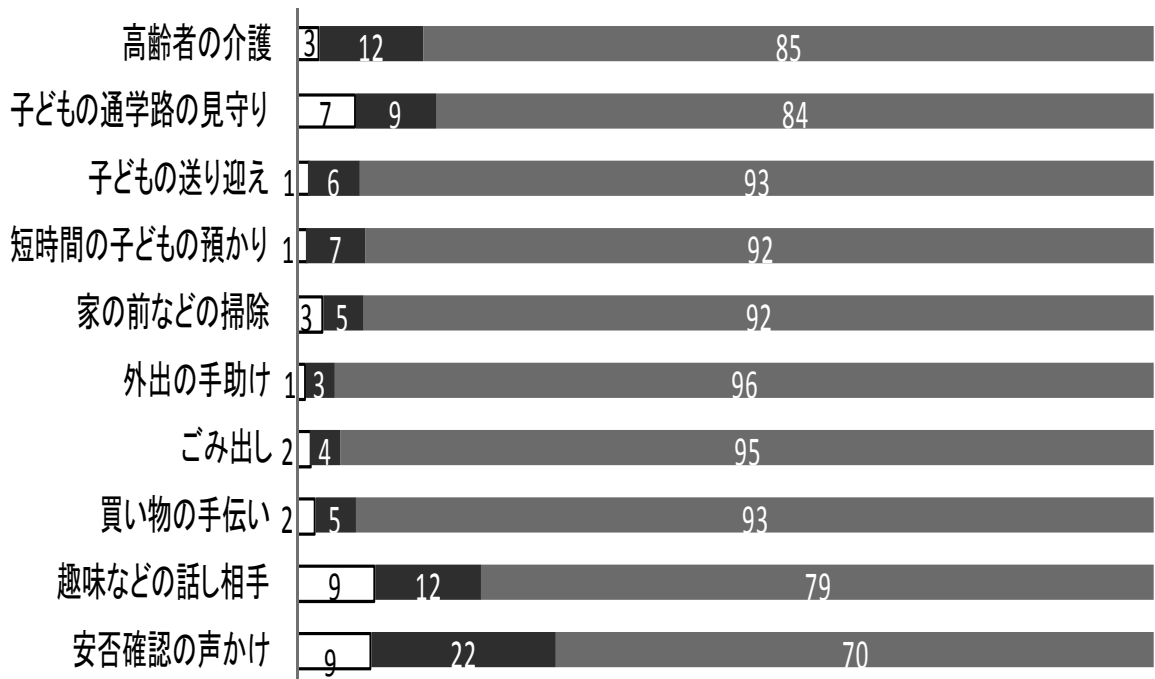
地域の問題4



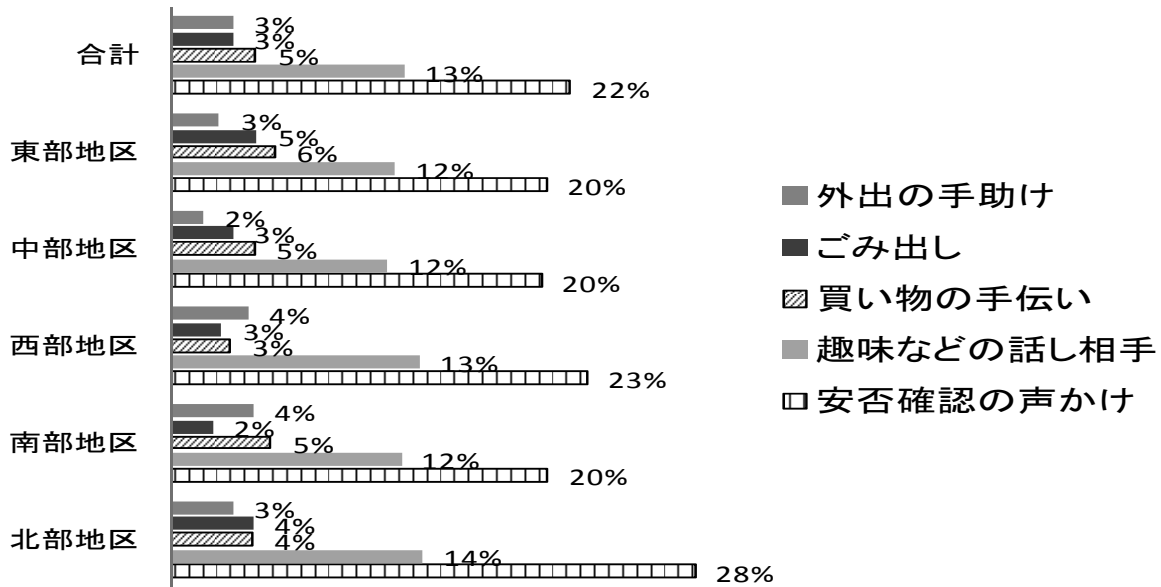
問14 現在、あなたは日常生活の中で、つぎの(1)～(10)の項目のうち、地域の人に助けられていることや、助けてほしいことがありますか。
 (1)～(10)ではまる番号欄に○を(11)では記入してください

地域からの援助（取手市全体、％）

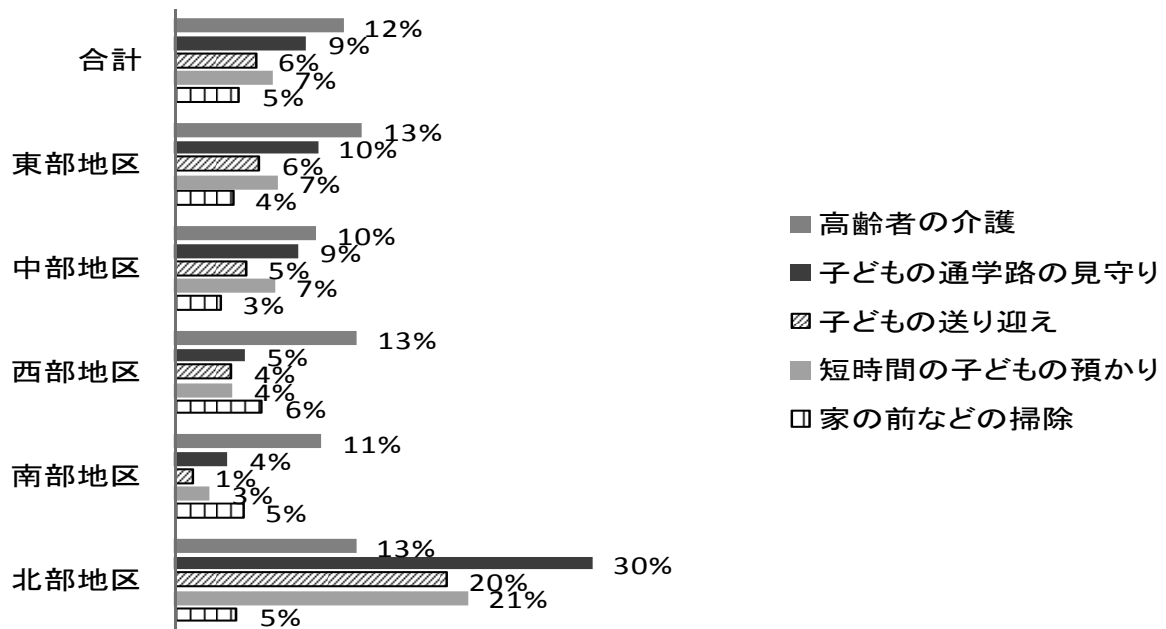
□ 助けてもらっている ■ 助けてもらっていないが、助けはほしい ■ 助けてもらう必要はない



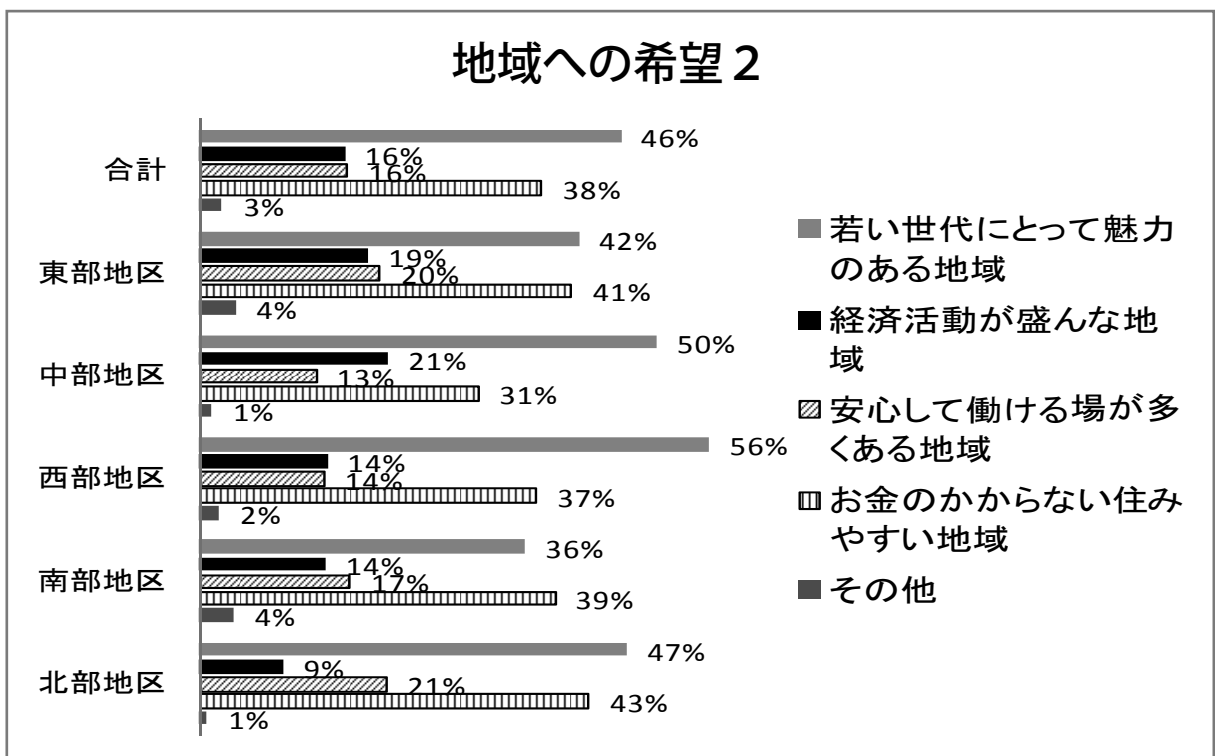
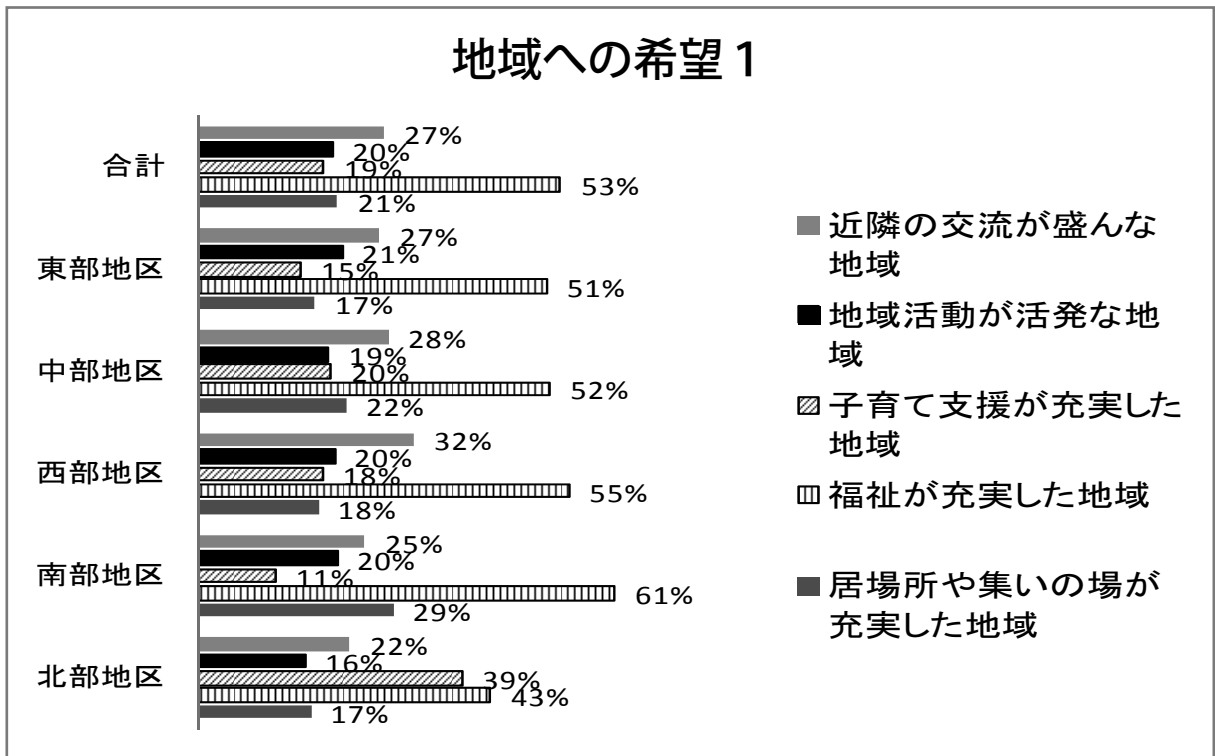
地域からの援助1 助けてもらってないが、助けて欲しい人の割合



地域からの援助2 助けてもらってないが、助けて欲しい人の割合

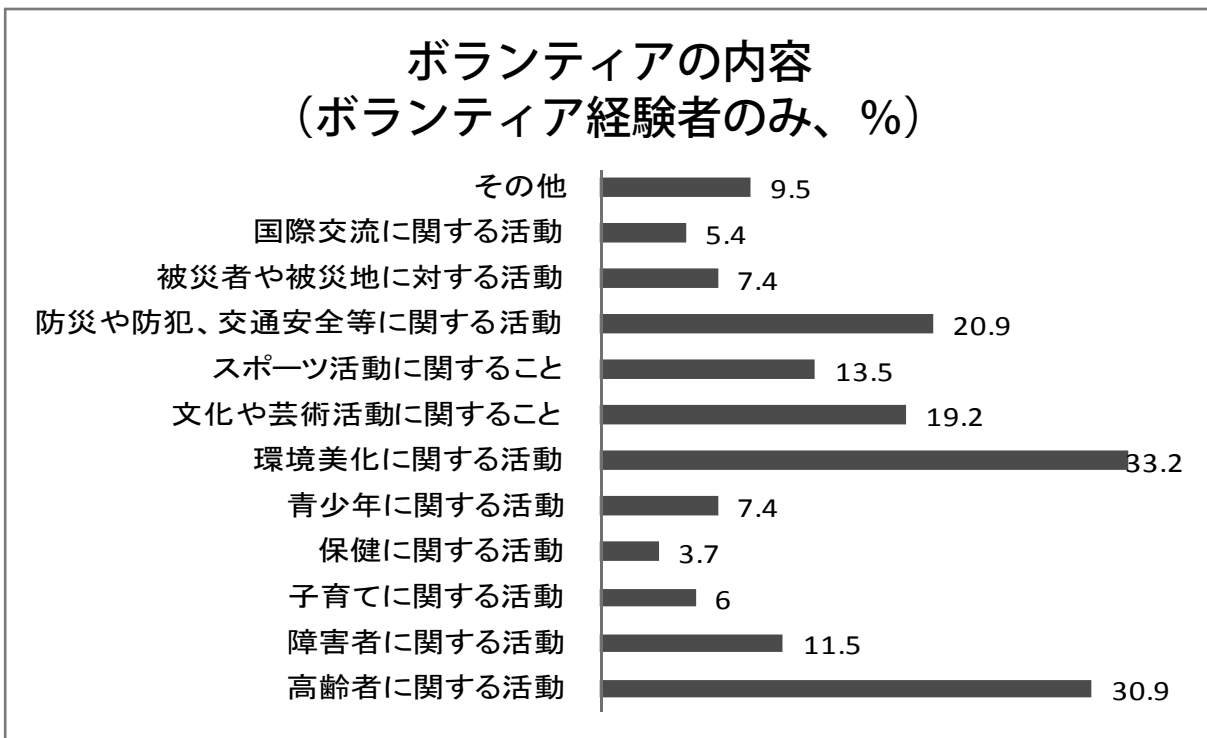
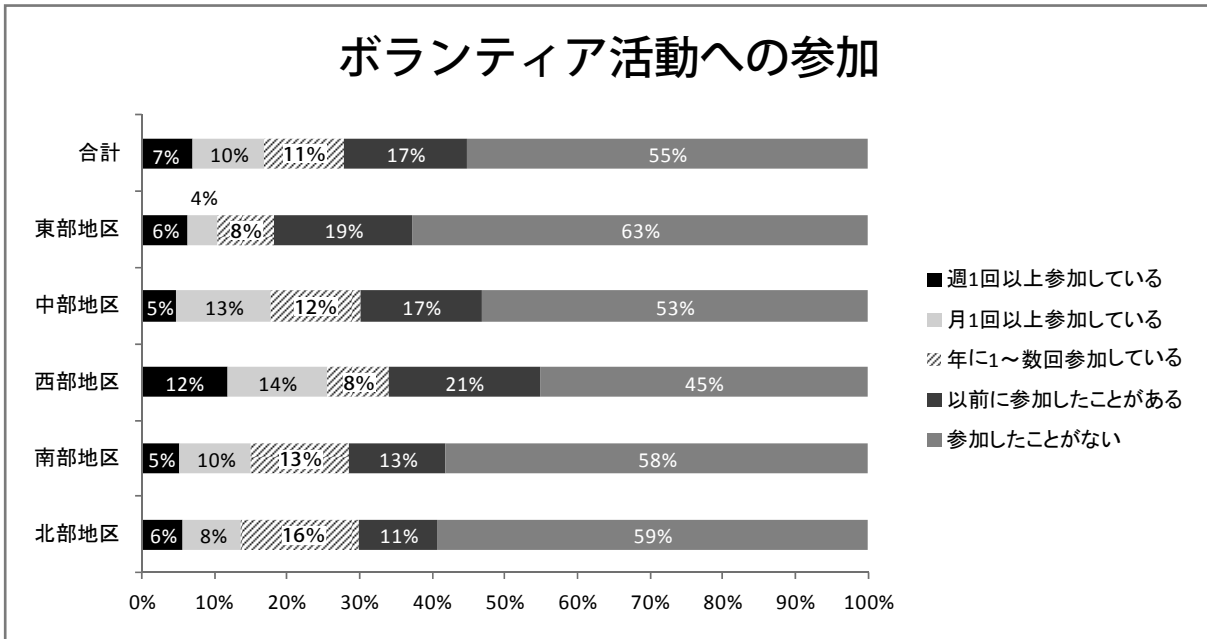


問15 今後、あなたの希望としてどのようなことができる地域にしていきたいですか。あてはまるものを3つまで選んで○を付けてください

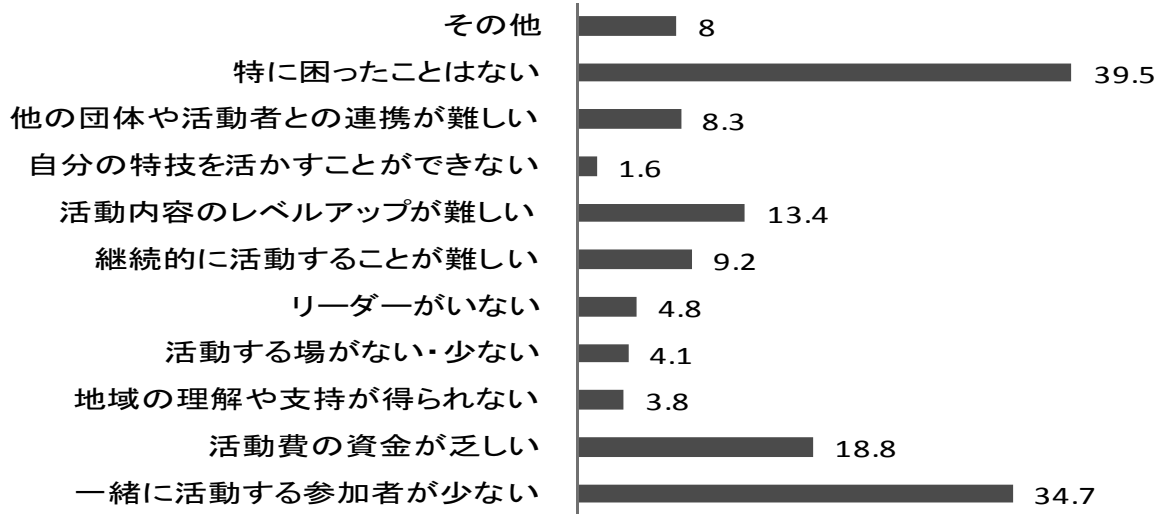


○「ボランティア活動」や「地域活動」についてあなたの思いをおたずねします。

問16 あなたはボランティア活動に参加していますか。1つだけ選んで○を付けてください

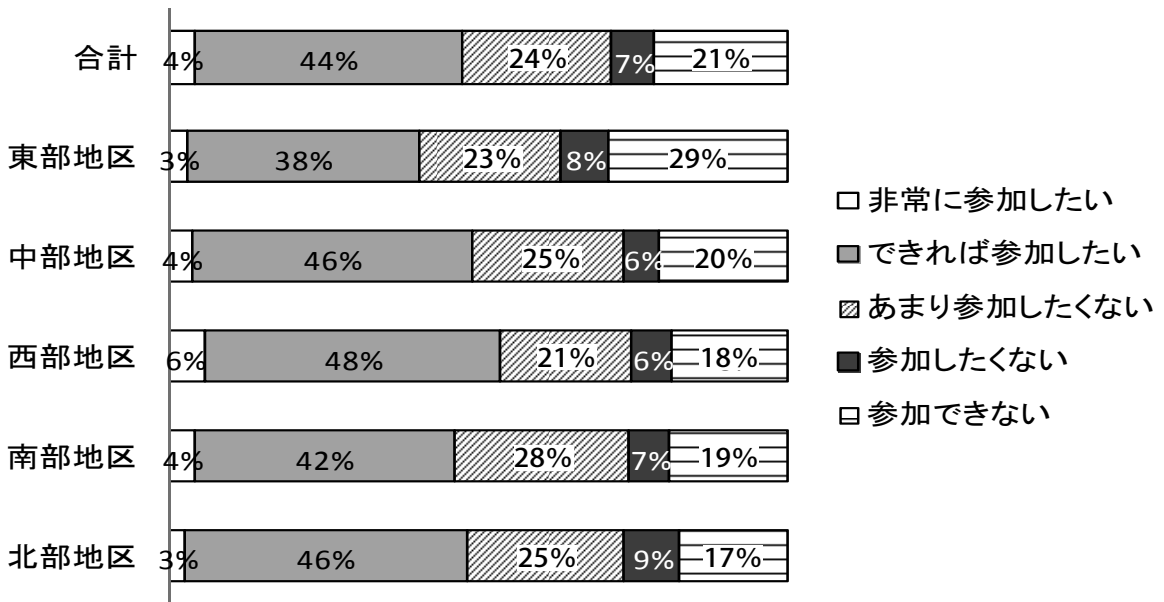


ボランティア活動で苦労した経験 (ボランティア経験者のみ、%)

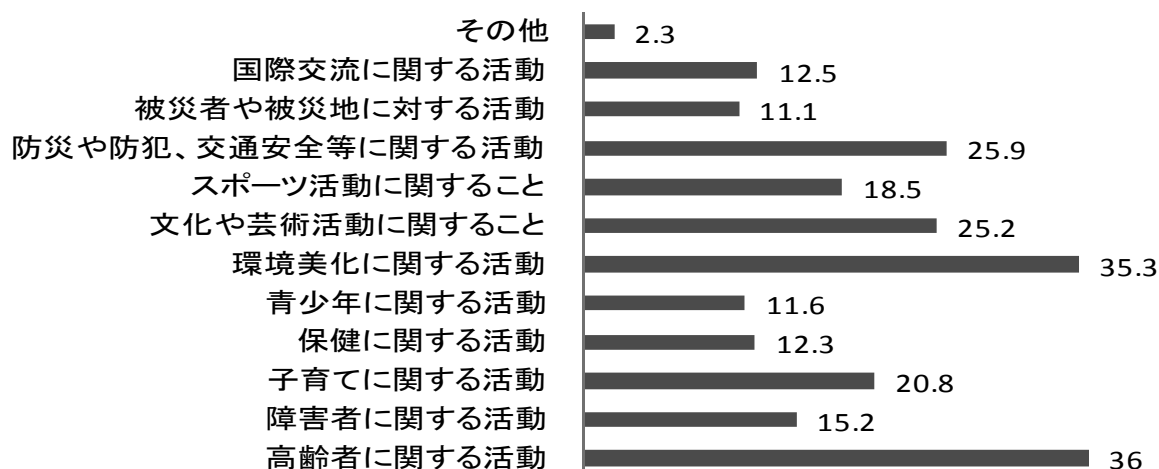


問17 今後、あなたはボランティア活動に参加したいと思いますか。あてはまるもの1つだけ選んで○を付けてください

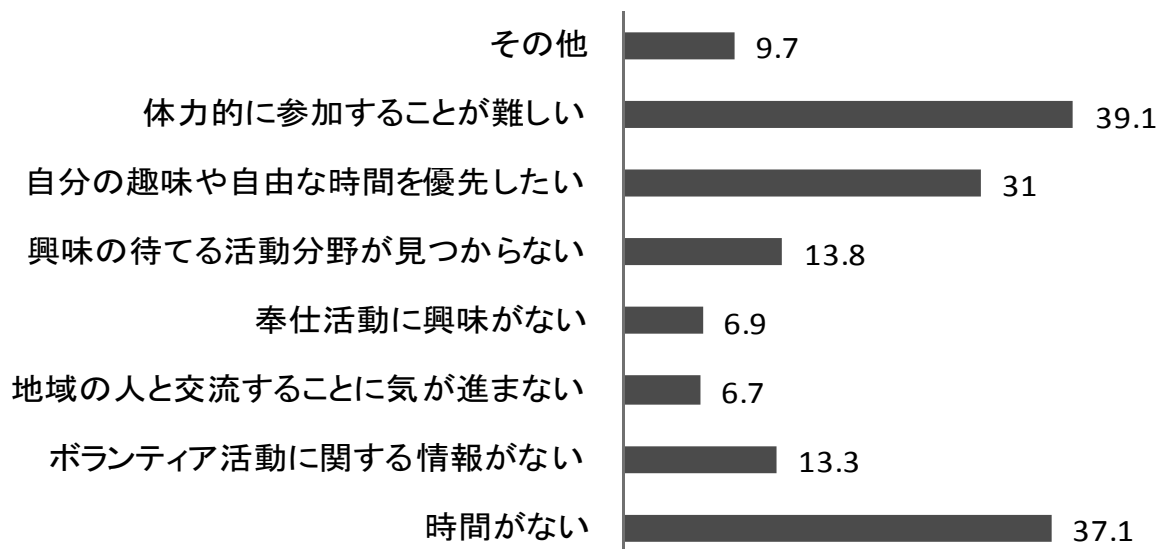
今後のボランティア活動への参加希望



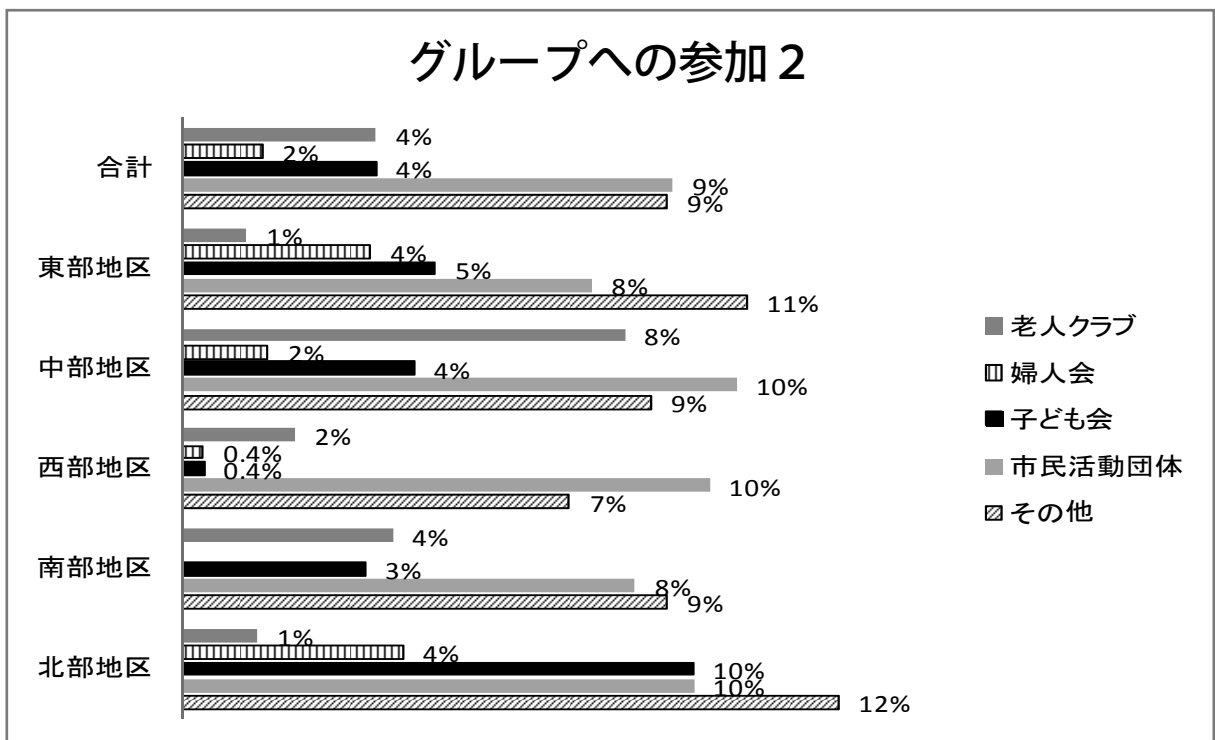
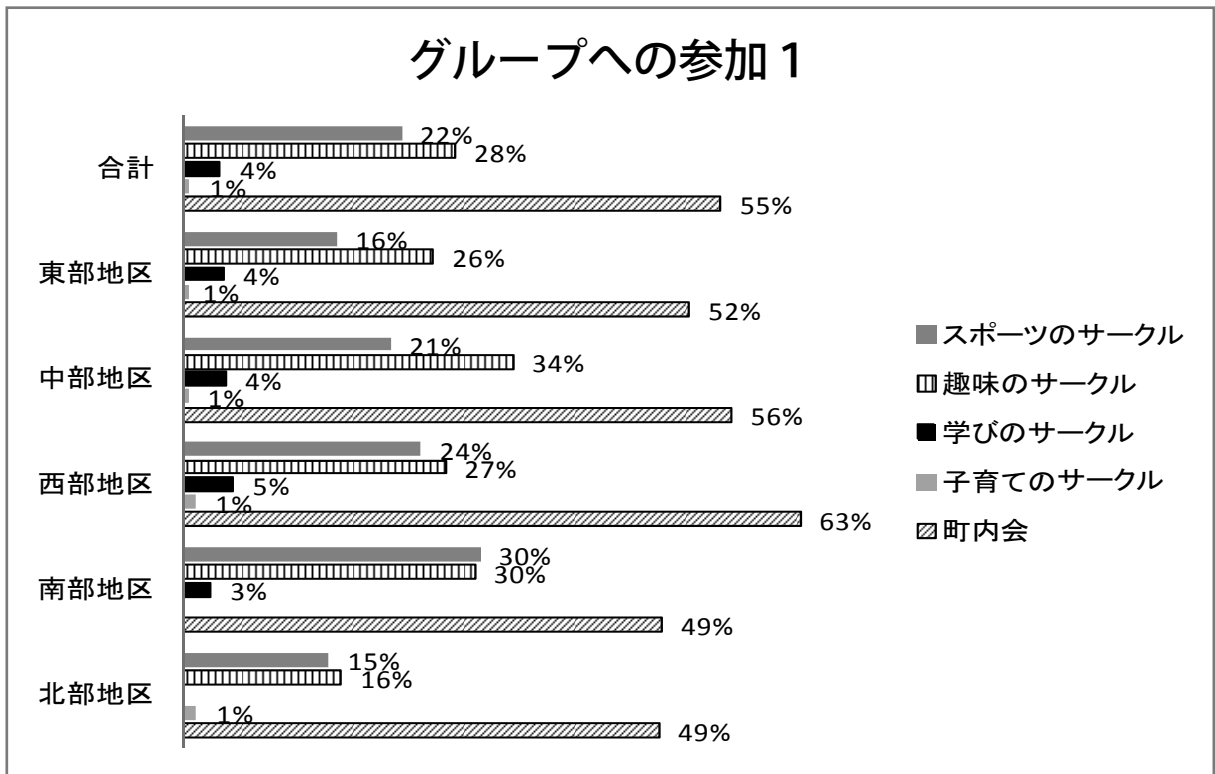
参加したいボランティアの内容 (参加希望者のみ、%)



ボランティアを希望しない・できない理由 (ボランティア非希望者のみ、%)

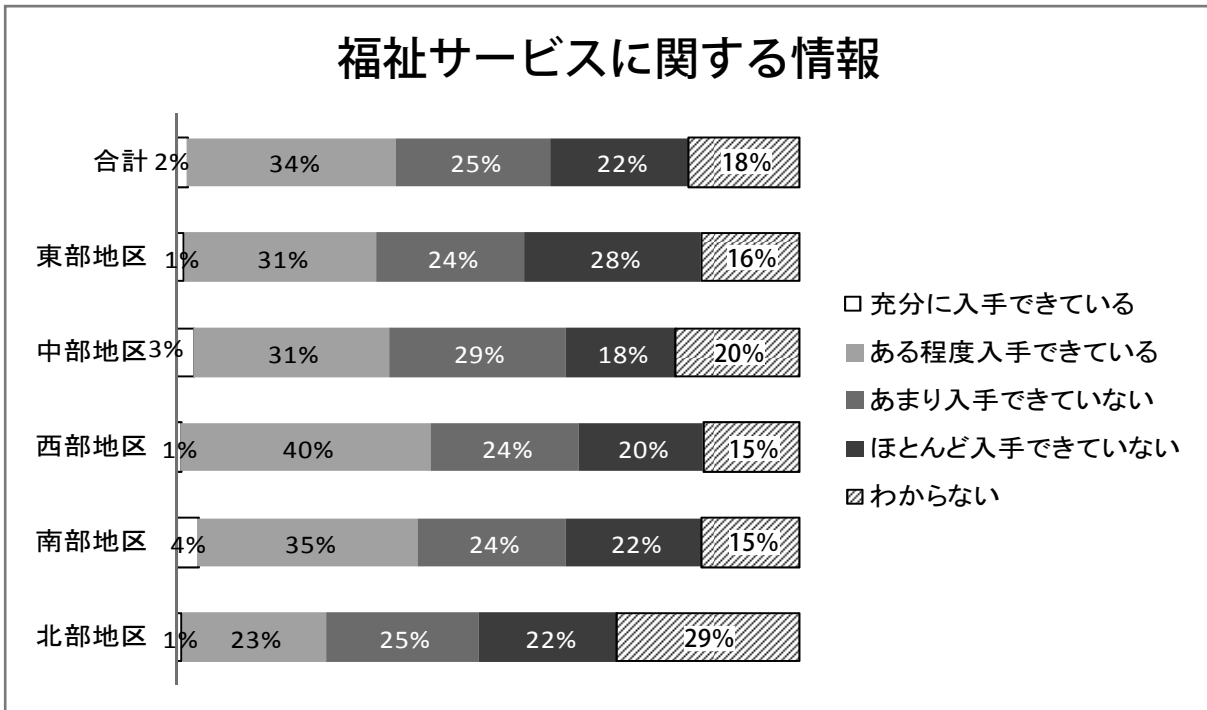


問18 あなたは地域において、次のグループに所属していますか

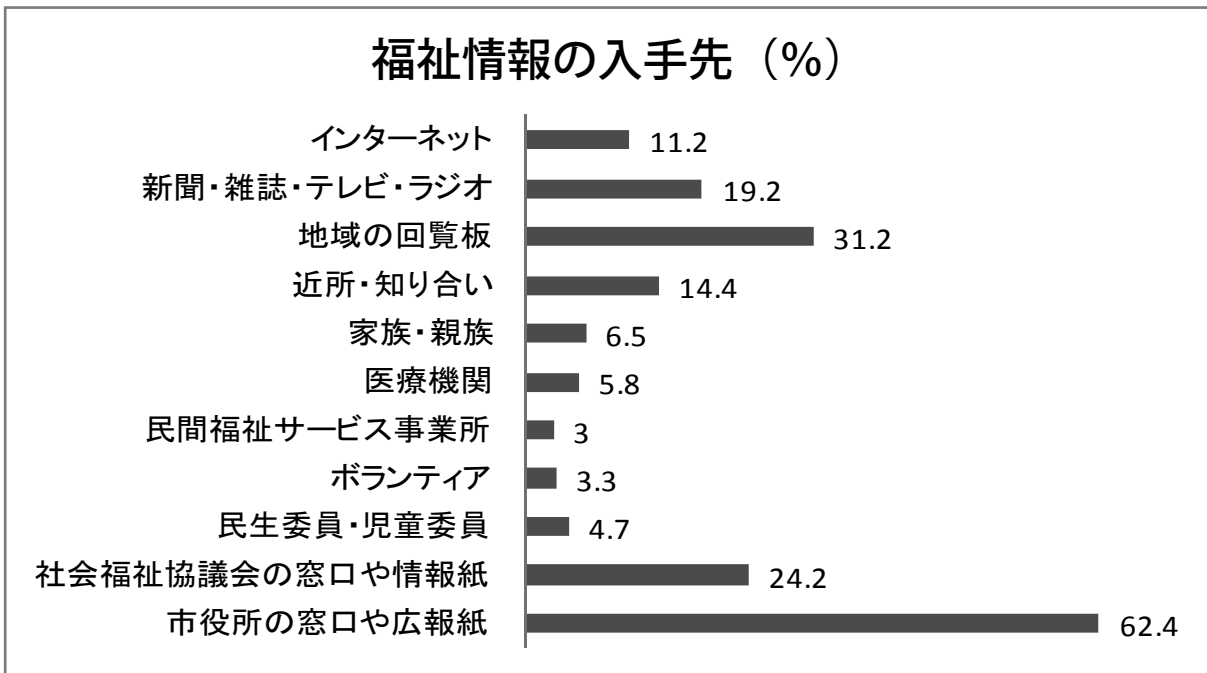


○「福祉サービス全般」についておたずねします。

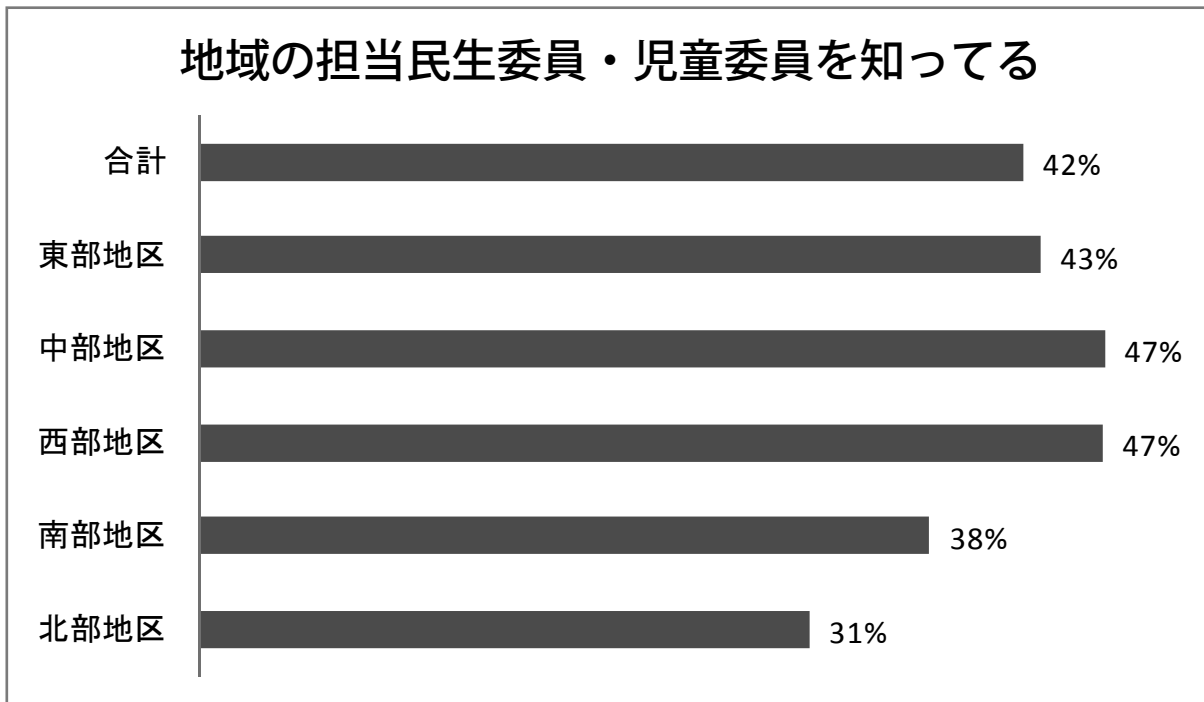
問19 あなたは、福祉サービスに関する情報をどの程度入手できるとかんじていますか。1つだけ選んで○を付けてください



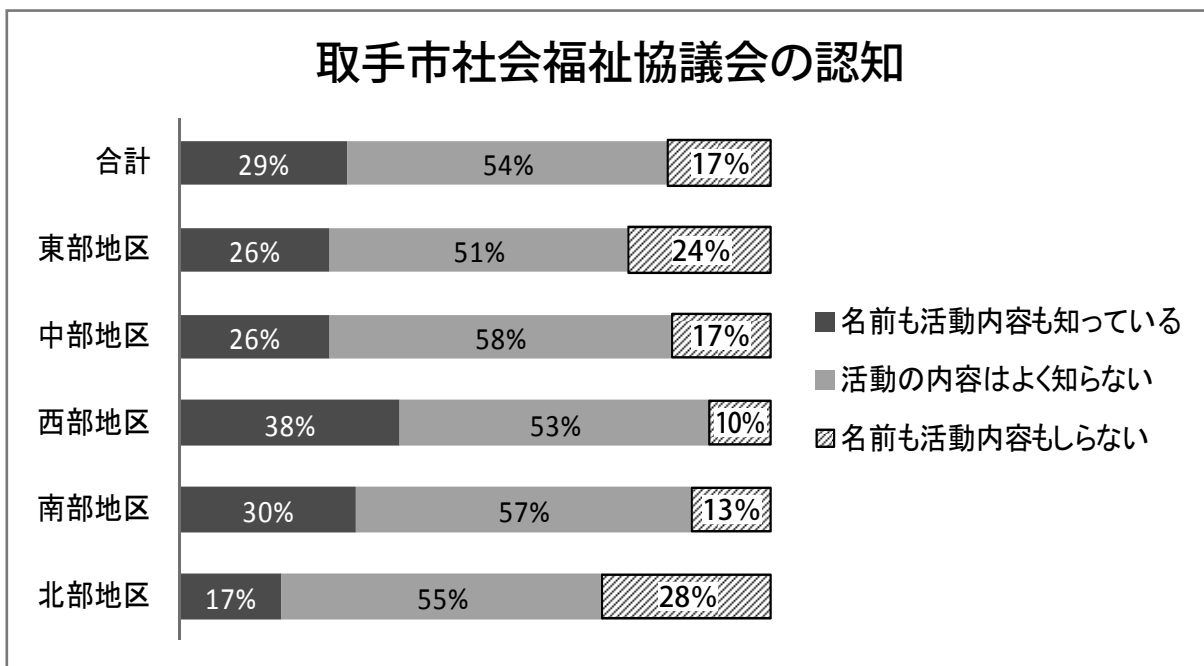
問20 あなたは、福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか。あてはまるものをすべて選んで○を付けてください



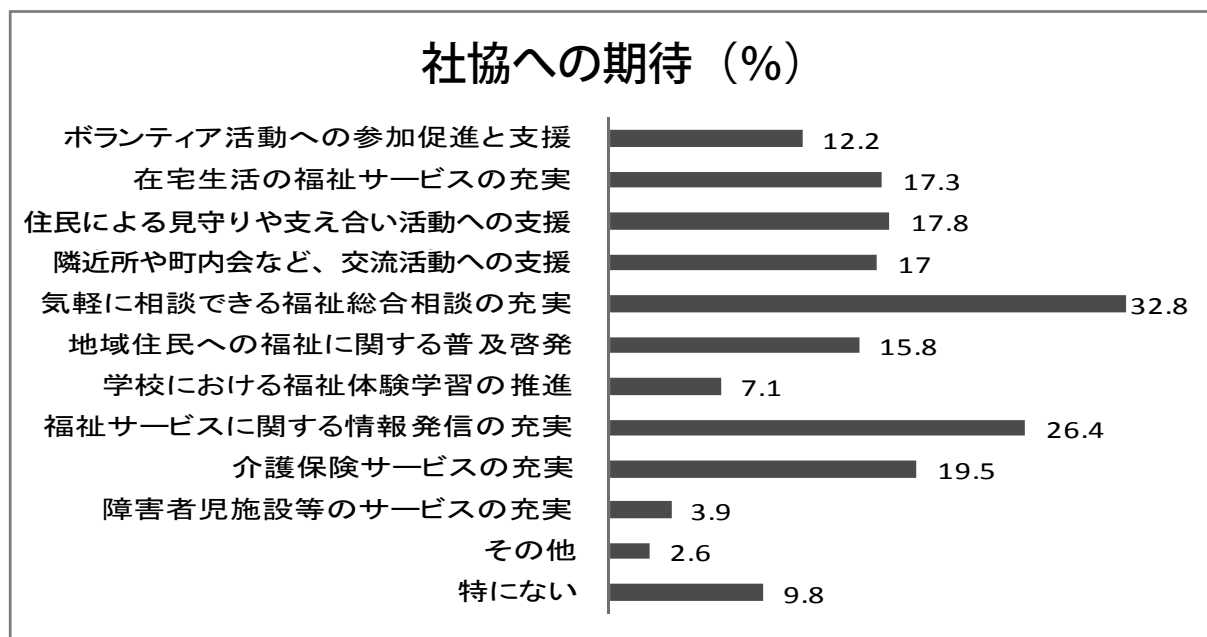
問 2 1 あなたがお住いの地域の担当民生委員。児童委員をご存知ですか



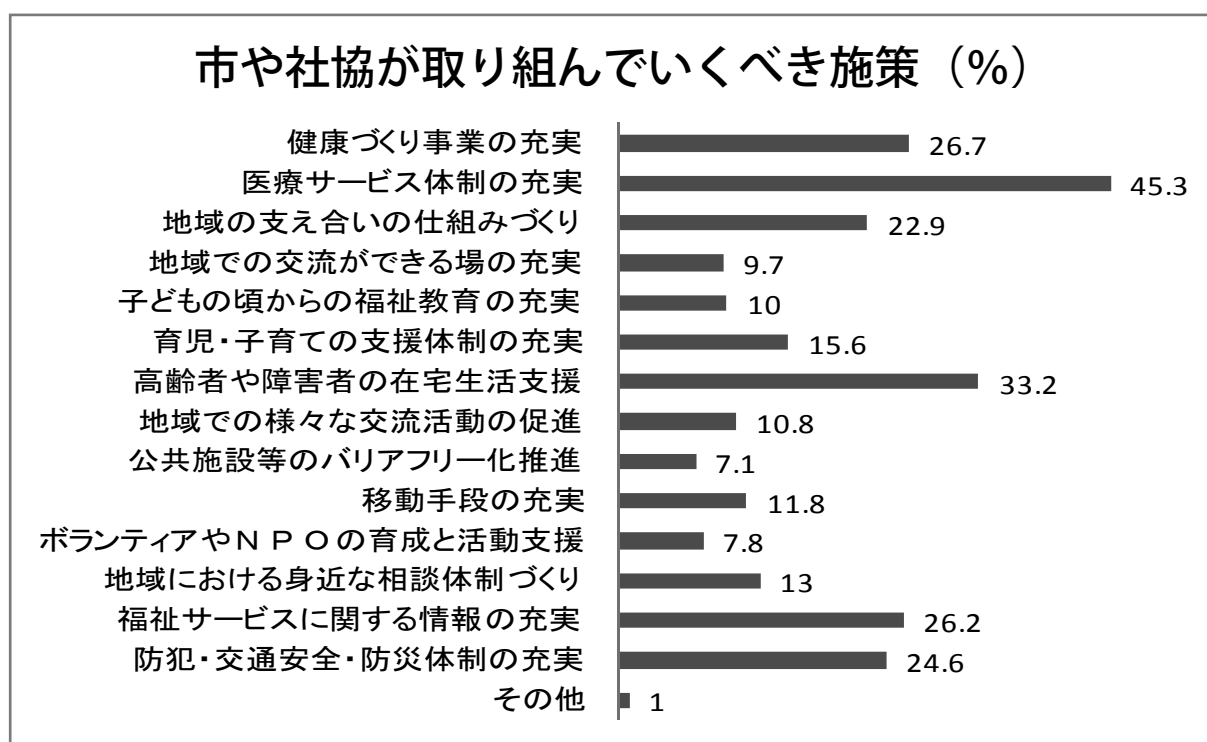
問 2 2 あなたは「社会福祉法人取手市社会福祉協議会」をご存知ですか。1つだけ選んで○を付けてください



問23 今後、社会福祉協議会の行う活動・支援として、充実してほしいものはどれですか。あてはまるものを2つまで選んで○を付けてください

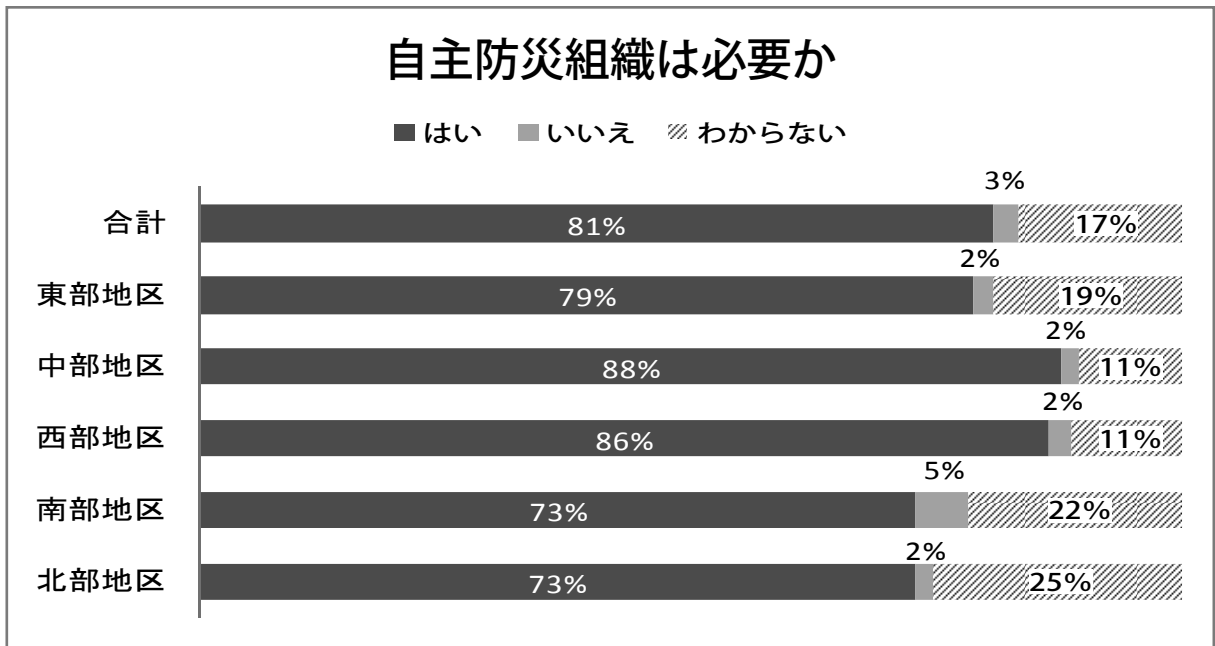


問24 今後、地域福祉を進めるために取手市・取手市社会福祉協議会はどのような施策にとりくんでいくべきだと思いますか。優先度の高いと思うものを上位3つまで選んで○を付けてください

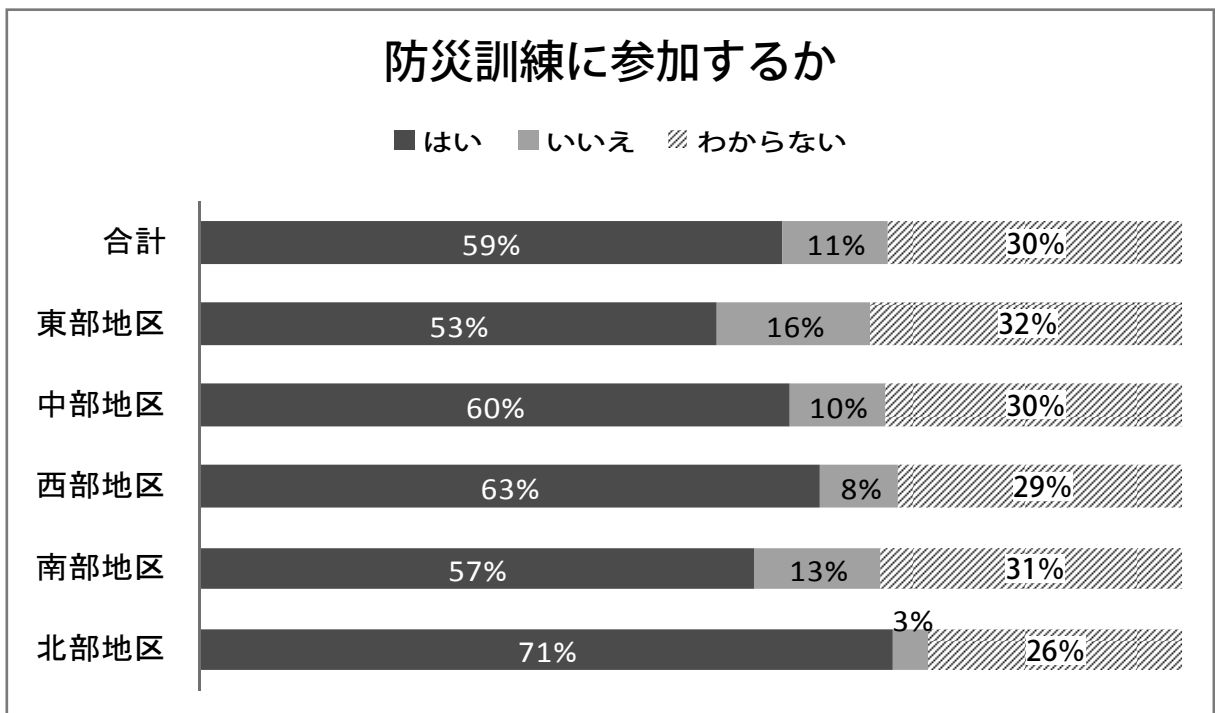


○「防災」についておたずねします。

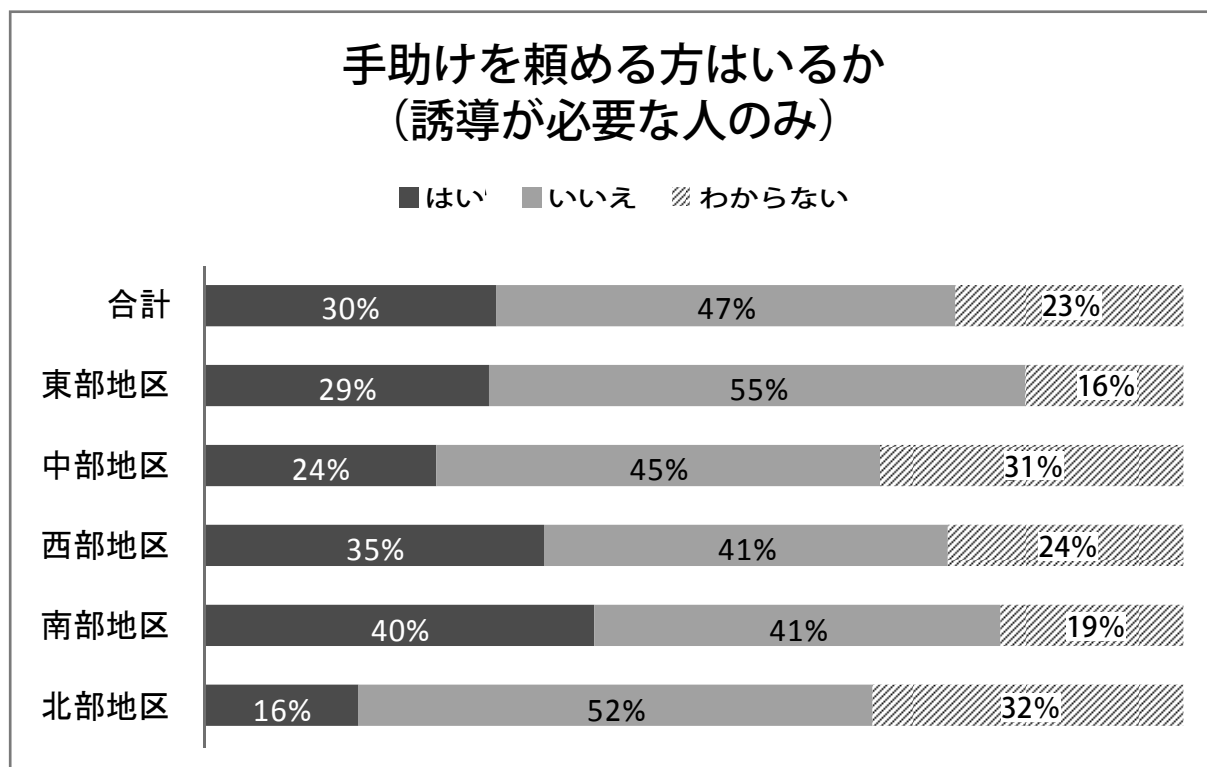
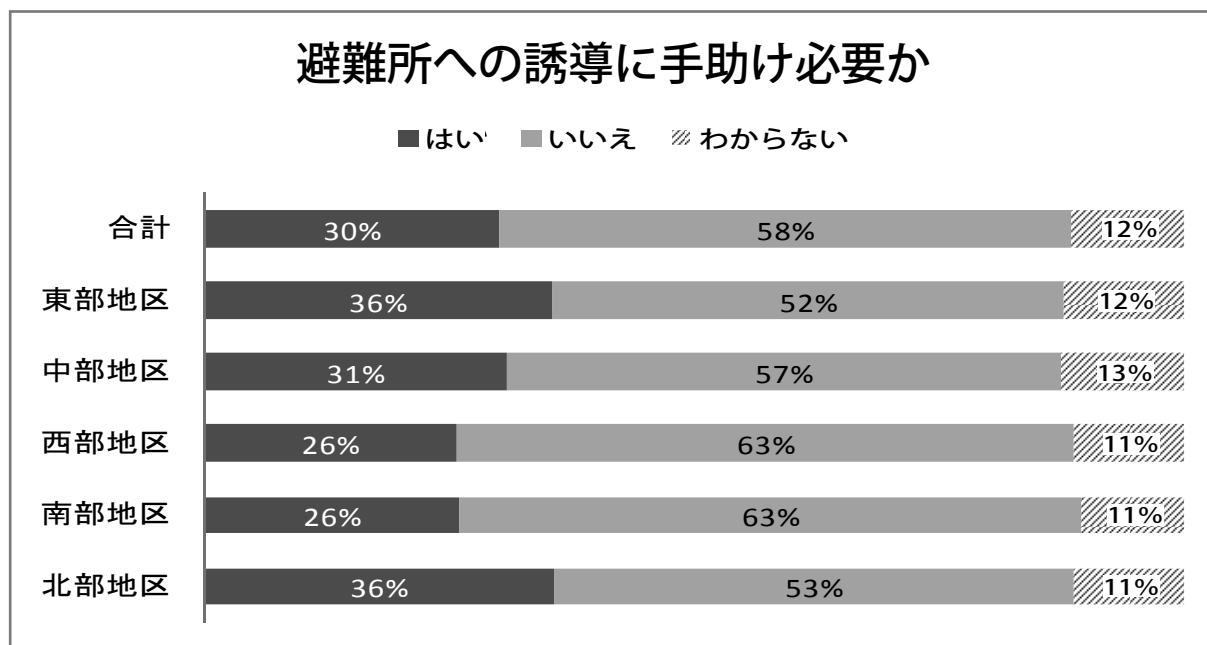
問 2 5 地域の自主防災組織は必要ですか。1つだけ選んで○を付けてください



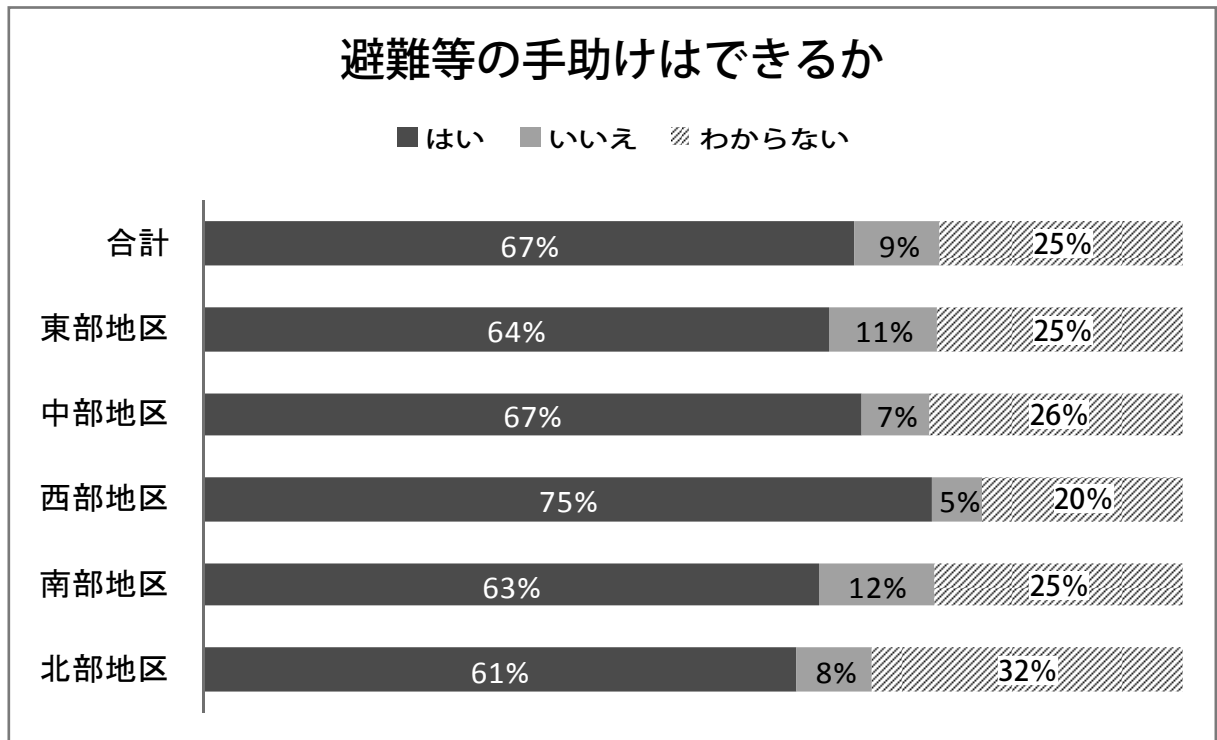
問 2 6 地域での防災訓練を実施した場合、参加しますか。1つだけ選んで○を付けてください



問27 災害などの緊急時に、避難所への誘導など手助けが必要ですか。1つだけ選んで○をつけてください

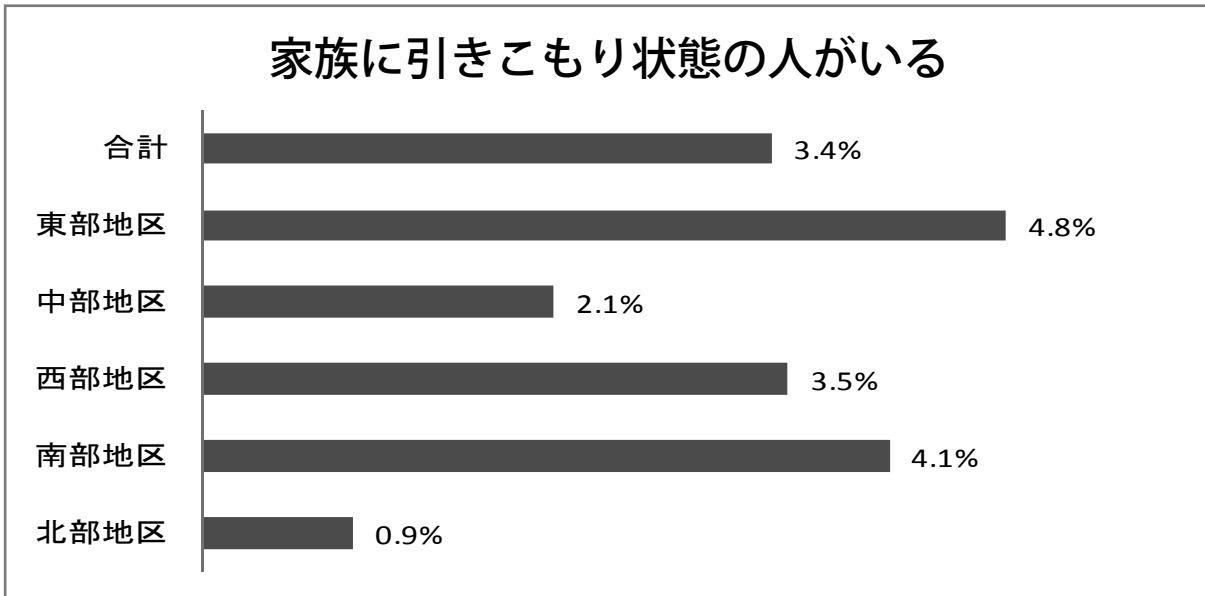


問28 災害などの緊急時に自分の安全が確保できたら、周りに高齢者や障害のある人などがいた場合、その方の避難等の手助けができますか。1つだけ選んで○を付けてください

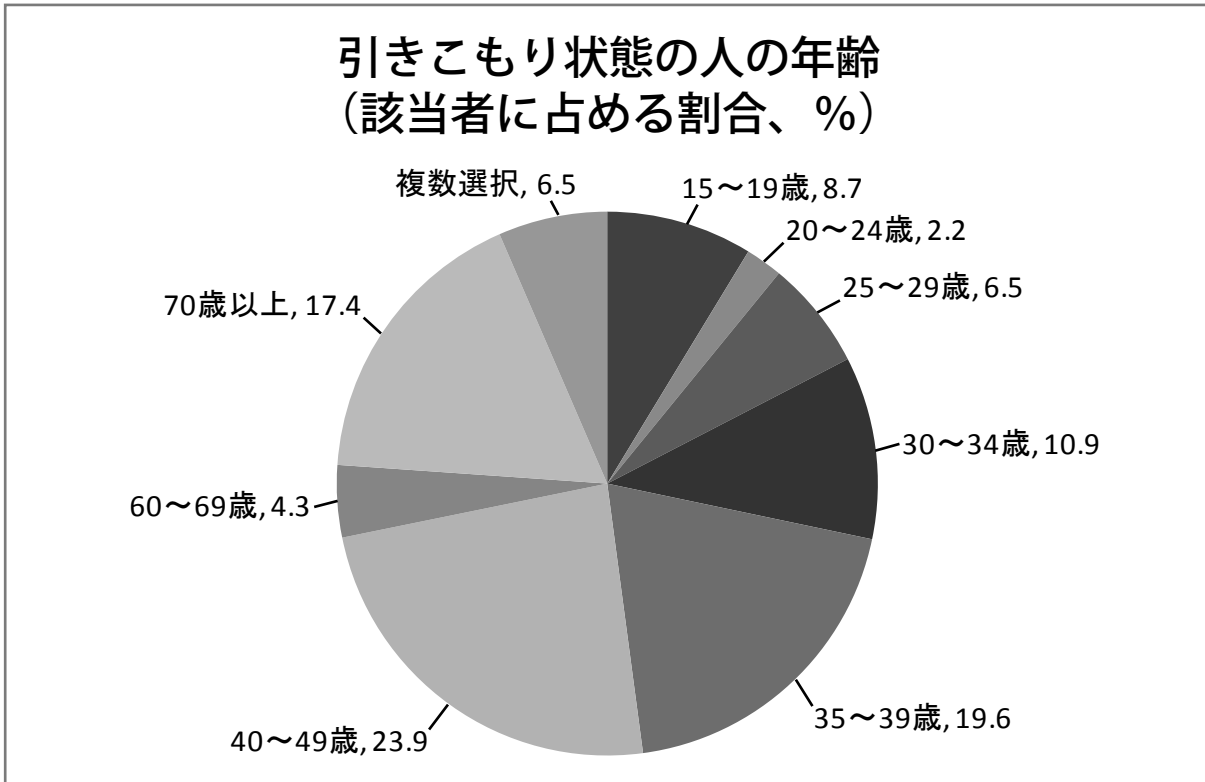


○「ひこもり」の現状についてお聞きします。

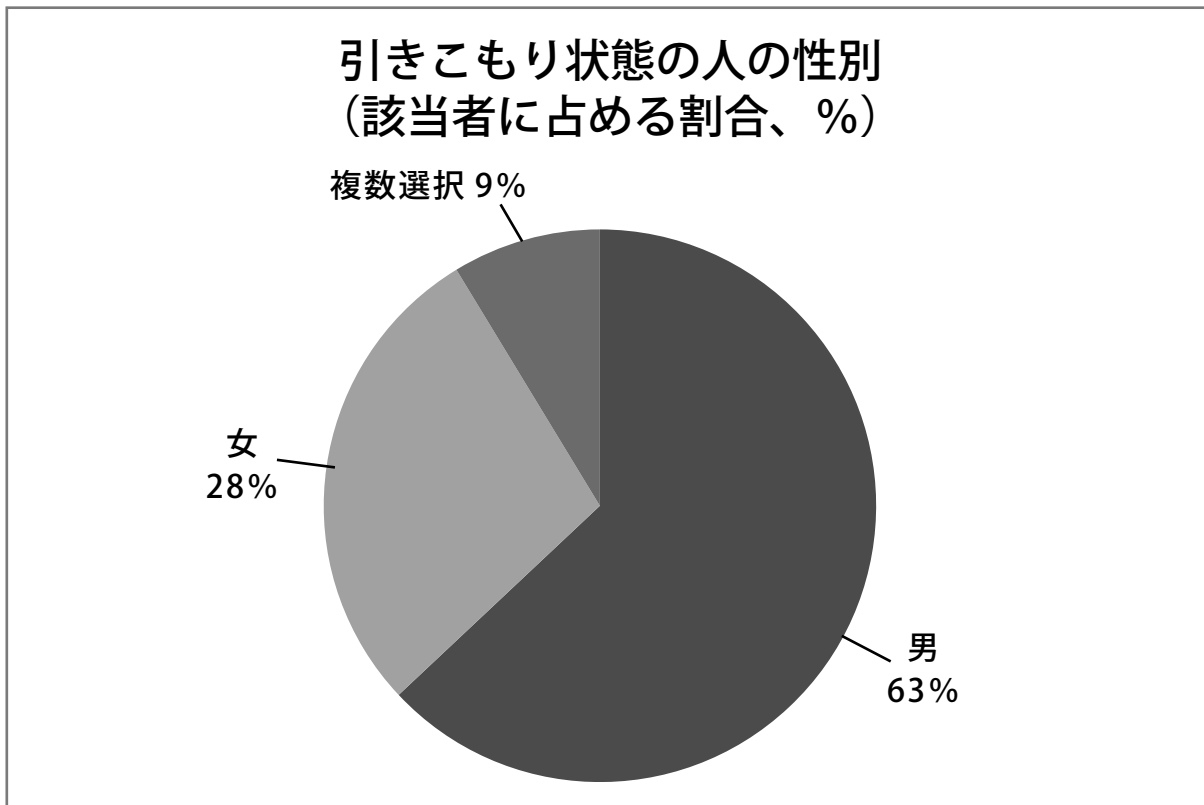
問1 あなた自身も含めた15歳以上のご家族の中に、「仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態の方」は、いらっしゃいますか。ただし妊娠中の方、病気の方、専業主婦・主夫の方は除きます



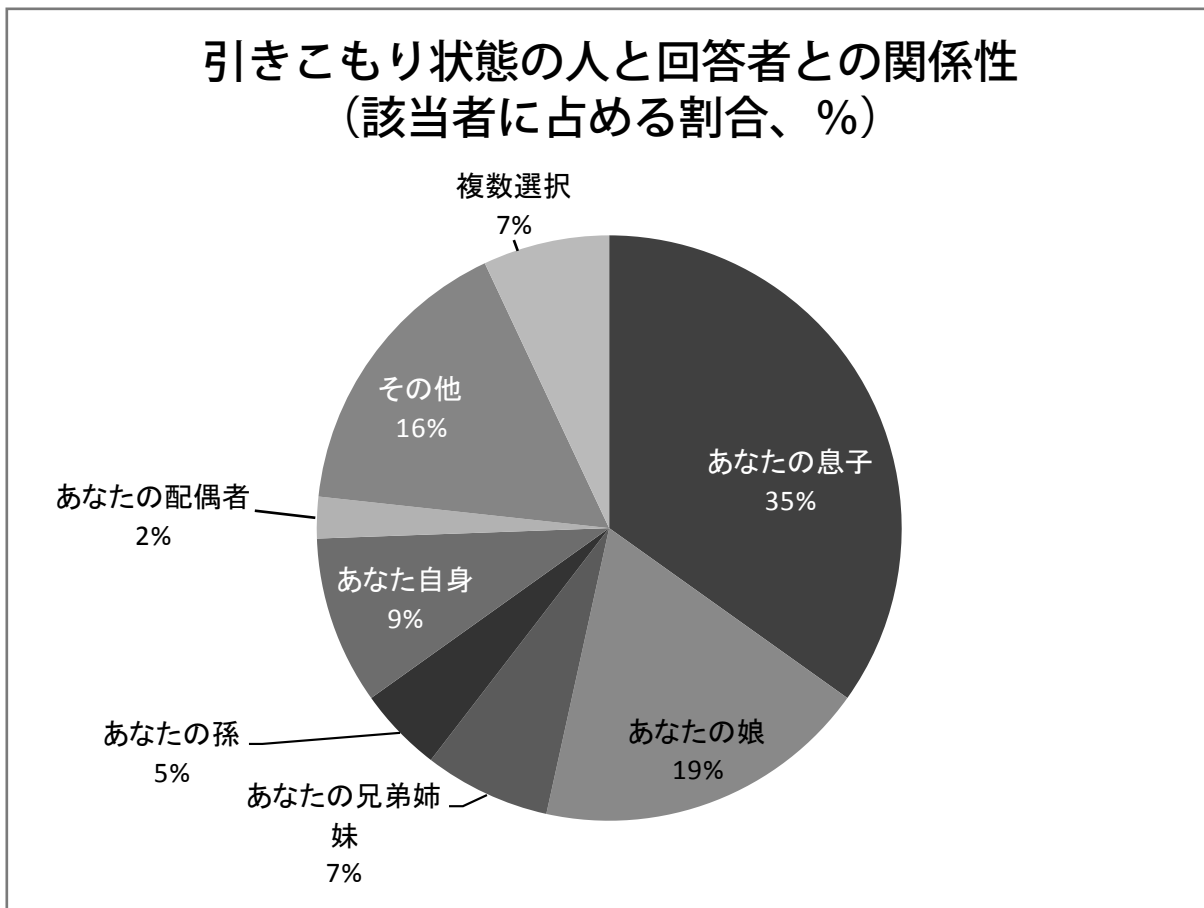
問2 その方の年齢は次のどれですか



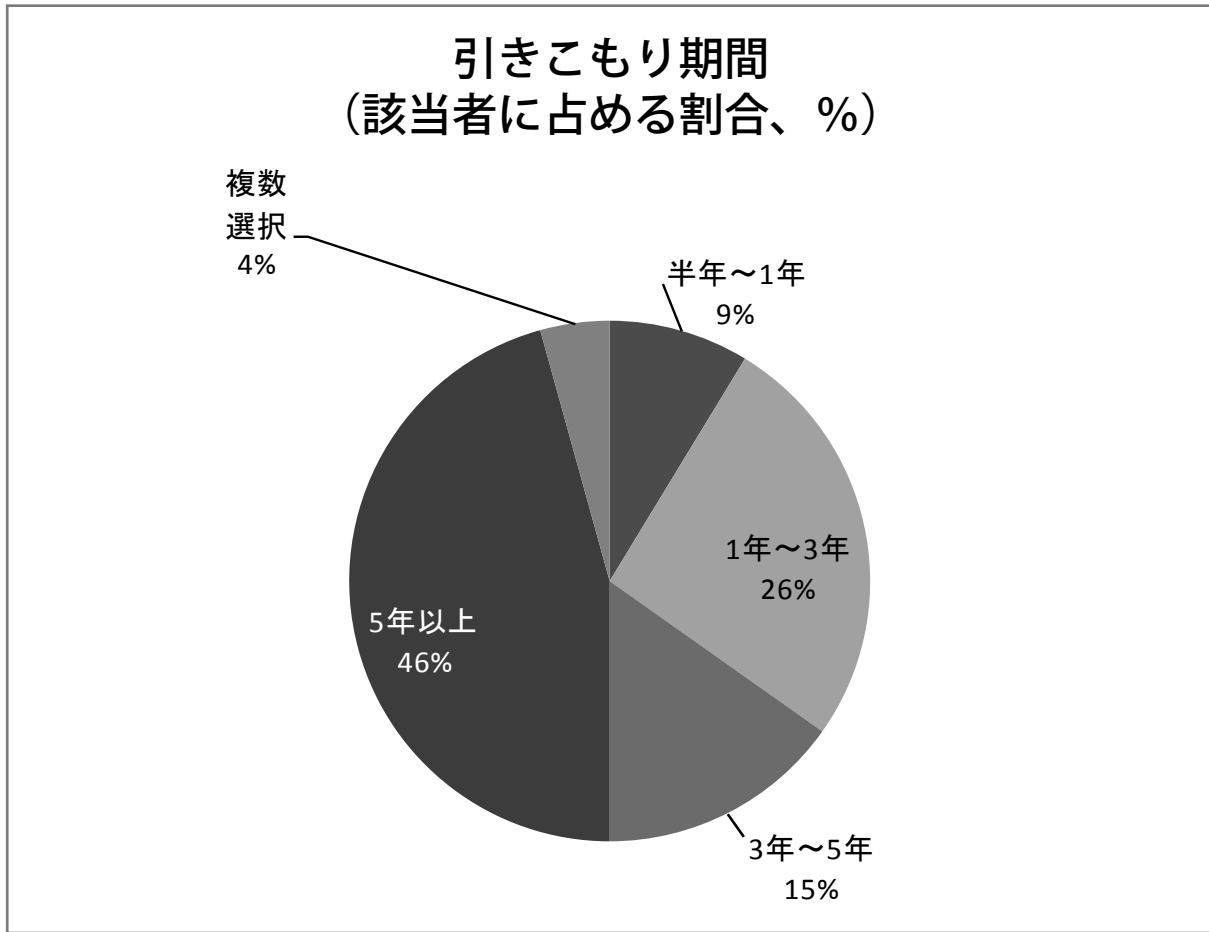
問3 その方の性別は次のどちらですか



問4 その方は、次のうちどなたですか。該当するものに○を付けてください



問5 その方が引きこもりの状態になられてから、どれくらい経ちますか



取手市社会福祉協議会第一次地域福祉活動計画策定委員名簿

番号	氏 名	役 職 及 び 所 属	
1	内 藤 義 彦	取手市民生委員児童委員協議会会長	委員長
2	伊 藤 晃	取手市民生委員児童委員協議会副会長	
3	安 村 隆 治	取手市市政協力員連絡会	
4	内 藤 榮	取手市市政協力員連絡会	
5	若 松 八 郎	社会福祉協議会理事	
6	尾 上 信 生	社会福祉協議会評議員	
7	仁 平 典 宏	法政大学准教授	副委員長
8	松 澤 滋	とりで障害者協働支援ネットワーク	
9	中 村 泰 子	ボランティア代表	
10	武 藤 ほとり	ボランティア代表	
11	片 岡 夏 子	ボランティア代表	
12	安 齋 優 子	ファミリーサポートセンター協力会員	
13	橘 川 恒 聡	茨城県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進部係長	
14	金 敷 勝 実	取手市役所社会福祉課長	
15	秋 田 貴 雄	取手市役所市民活動支援課長	

平成 26 年 5 月発行

発行：社会福祉法人 取手市社会福祉協議会
〒 302-0021 茨城県取手市寺田 5144-3
TEL 0297-72-0603
URL : <http://www.toride-shakyo.or.jp>
E-mail : shakyo-t@toride-shakyo.or.jp